

58.1

1983. 1. 10

建産連ニュース

第15号

社団法人埼玉県建設産業団体連合会

◆年頭メッセージ (社)埼玉県建設産業団体連合会長 斎藤 裕 1

◆新しい年の抱負を語る 各団体長 2

◆事業報告

1. 講演会「あなたの健康のために」(成人病のはなし) 11

2. 「建設労働者の雇用改善を推進する会」を開催 13

3. 講話会「建設労働災害の責任と保証」 16
(紛争の解決を中心として)

4. 建設労働災害防止研修会を開催 18

5. 講演会「転換期に立つ日本」 20

6. 「埼玉の建設産業」ポスターコンクール入選作品決る 22

◆告知板 経営事項審査・指名競争入札参加申請の日程 23

◆会員紀行 カナダ旅行「見たままの記」 小池恭平 24

◆建産連だより 会員人事往来 26

新入会会員の紹介 26

理事会・委員会だより 26

会員だより 27

連合会日誌 31

埼玉建産連会館センターの利用を 32

建産連の理念

国民生活にとって、住宅をはじめ環境施設や都市施設の整備充実が強く要請されている現在、公共投資の増大とこれに伴う事業の円滑かつ効率的な執行等が必要とされているところであり、これを達成する上で、建設産業の果すべき役割は、極めて重大といわなければならない。

しかしながら、県内における建設産業は、中小零細企業が圧倒的に多く、各業種間の有機的連絡協調体制が十分でなく、建設産業全体としてまとまりを欠き、社会的発言力は必ずしも強力であるとは言い難く、その社会的評価も高くないのが現状である。

このような現状を開拓して、建設産業の健全な発達を促進するためには、各業種間の有機的な連絡協調体制を確立し、各業種間の総合調整、情報の収集提共、県民の理解を得るための広報活動等を行うとともに建設産業に従事する者の福祉を増進するための対策を講じ、本県建設産業の総合的な改善発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する。

建産連のスローガン

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重大性を自覚し、県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帶協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の企業体質の合理化を図り、その強化改善に努める。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。



（原平樹）
（原平樹）

企業の自助努力を するための諸対策を推進

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会長

齊藤 裕

新年あけましておめでとうございます。

昨年中は当埼玉県建設産業団体連合会に対し、格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

顧みますと、昨年は民間設備投資の低迷と、公共事業費の実質的目減りという、極めて厳しい環境下におかれ、不況回復の対応策としてとられた公共事業費の前倒し効果も薄らぎ、加えて、入札契約をめぐってのさまざまな報道と論議のなかにあって、建設産業界にとって誠に混迷の一年でありました。

しかしながら、このような厳しい環境の中においても、各企業の自助努力によって幸にも年を乗り越すことができましたことは、誠に御同慶にたえないところであります。

当連合会も昭和54年4月、会員18団体をもって発足して以来、3年半余を経過いたし逐次会員の増強をみておりますが、特に昨年は新たに4団体の加入をみて、29団体13,500社の構成員を擁するに至りました。

事業活動も埼玉建産連会館及び埼玉建設労働者

福祉センターの完成とともにようやく軌道にのり新しい時代の要求を先取りする考えのもともともろもろの事業を実施してまいりました。

また、埼玉建設労働者福祉センターの運営も、本県建設産業界の研修の場として、予想を上回る御利用をいただき、他県における同施設の利用度をはるかに上回る好成績を納めることができました。

なお一昨年6月に埼玉県ほか5県連合会をもって設立された全国建設産業団体連絡協議会も、昨年末現在10県に及びましたが、建設省の御指導のもとに全都道府県に建産連設立の機運が高まりつつありますので、一大全国組織結成へ明るい兆しが見えて参りましたことは誠によろこばしい次第でございます。

以上申し上げましたとおり、昨年はどうにか無難のうちに経過できましたことは、一重に会員の皆様方の大きな御援助と御協力によるものであります心から感謝申し上げる次第でございます。

我が国の経済は外需の減少が進むなかで失業率は上昇するなど、景気の動向は、従来にも増して険しいものがあります。

建設省は昭和58年度における建設行政の方向を「社会資本及び住宅への投資の役割を重視して内需を拡大していく必要がある」として、もろもろの施策を講ずることとしておりますが、この成果に大きな期待をよせるとともに、私共企業者個々の努力と従来にも増した協調と团结をもって苦境を克服していきたいと考えております。

これがためには、傘下各団体の積極的な協力を得ながら、企業の自助努力を助長するための諸対策を推進するとともに、地域に密着した施策を国、県に要請する等、実のある事業の実施と、広報活動の充実、会員の拡充強化を図ってまいりたいと考えております。

「埼玉建設労働者福祉センター」の運営にあたりましても建設産業界に働く人の研修の場として、コミュニティーの場として鋭意活用されるよう更に一層努力する所存であります。

終りに建設、労働両省及び関係機関ならびに県御当局をはじめ、関係各位の一層の御支援と御協力をお願ひいたしまして年頭の御挨拶といたします。



新しい年の抱負を語る

各団体長
(順不同)

協調の83年に

埼玉県コンクリート製品協同組合
理事長 内海勝正

建産連の皆様と共に過怠なく新春を迎える事が出来ます事を衷心より御慶び申し上げます。

昨今の我業界に於ける経済環境は極限状態にあると言っても過言ではなく、厳しい経営を強いられ、熾烈なる競争を余儀なくされて居る。比の様な状況下に於て、我協同組合は、「理解と認容」の旗印の基に、輝かしい未来を創造する為、「企画開発」に全力を傾注し、新分野を開拓し、全組合員が一社たりとも落伍する事なく、我業界に課せられて居る社会的使命を全うし、共存共栄の理念を貫く為、組合員全社を挙げて邁進して居ります。

83年は、一段と厳しさの増す年と考えられます。比の時期に於てこそ、我々中小企業者の協調の力が發揮され、建産連の活躍が期待される所であります。

共存共栄の理念のもとに

社団法人 全国電話設備協会埼玉地方部
地方部長 横田充穂

明けましておめでとうございます。

昨年は皆様方の暖かい御指導を賜り厚く御礼申し上げますとともに、今年もよろしくお願い申し上げる次第であります。

電話設備業界は高度情報システムの時代に入り、OA機器に代表される非電話系商品群の対応やら、電々公社の経営形態の変革等、一つの転換期を迎えたわけであります。この様な厳しい環境に求められるのは、経営の合理化、企業体質の改善はもとより、共存共栄の理念にたって、業界の調和と節度ある競争関係であると考えられます。当地方部が、関係諸団体のより一層の御支援を賜り、今後の情報設備の建設及び保守業務等にご理解を願えれば、幸いに存じます。

建産連の御発展と会員各位の御健勝を心からお祈り申し上げて新年のご挨拶と致します。

充実・拡大・強化の年に

東日本建設業保証株式会社
埼玉営業所長 中野 稔

新しい年を迎え、謹んで年頭のお祝いを申し上げます。

本年は、昨年に引き続き財政再建、行政改革の推進と並行して、どの程度の有効な景気対策が期待できるか予断を許さない多難な厳しい年になるものと予想されます。

当社では、このような業界の実状を踏え、市町村への前払金制度の普及促進、地方還元預託、建設業景況調査、経営相談サービス業務（財務診断、経営講習会、オートスライドの貸出し）等を業界還元策の一環として行っております。これらの業務の内容をさらに充実させ、保証業務の拡大とサービス業務の強化を通じて、いささかなりとも業界の発展に尽力してまいりたいと存じます。

今後とも倍旧のご理解とご高配をお願い申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

皆様のご健勝とご多幸を

埼玉県建設業健康保険組合
理事長 清水茂三

昭和58年の新春を迎えお慶び申しあげますとともに、各事業所のますますのご発展と皆様方が健康で楽しい年をお過しになられますよう、心から祈念申しあげます。

さて注目の老人保健法が94日間という異例の大幅会期延長をした第96通常国会において、難航の末、1年3ヶ月ぶりに成立しました。国民の5人に1人は老人！これは今から約30年後の昭和85年に迎える現実の姿です。このような高齢化社会の中、病気にかかりやすいお年寄りの医療の重要性はいやでも高くなっています。この対策として昭和48年から無料化制度が行なわれてきましたが、これは医療費中心のもので、病気の予防やリハビリテーションまでは手がけられていないのが現状でした。そこで唯もがすこやかな老後をおくるために、40歳からお年寄りまでの健康管理と医療を、国民みんなで公平に負担し合おうというもので今年2月からスタートします。いずれにいたしましても厳しい年に向かって、諱心の努力を続け事業運営に取り組む所存でありますので、関係各位のご協力をお願いし、併せて皆様方のご健勝とご多幸をお祈り申しあげ、新春のごあいさつをいたします。

明るく意義ある年に

埼玉県道路標識標示業協会
会長 阿野昭三郎

埼玉県建設産業団体連合会の皆さん83年の新春を迎へお喜び申し上げます。旧年中は格別の御指導ご支援を賜り誠に有難うございました。昨年に引き一層の御協力を謹んでお願い申し上げます。本年は昨年に続き厳しい年であることはご承知のことと思います。こんな時こそ業界の結束と融和が必要であることを痛感致します。業界の連絡情報の交換を行い低成長時代に向け皆さんの方を結束し対処しなければならないと思います。

財政再建と交通安全は全く別問題だと云う認識が必要だという意見さえある今、安全施設の効果的実証を業界において関係機関に働きかけ予算のカットバックをしないよう努力すべきではないでしょうか。又関係官庁に対する協力関係を強化し事故防止対策に一体となって取り組んでいくことも業界の責務であると考える。

一方業界として工事に対する技術の向上は欠くことのできない問題であり、昨年秋全国道路標識標示業協会において標示施工の資格認定を制度化したのを機会に積極的に活用し全員が資格取得に努めるよう努力し技術に対するレベルアップの必要があります。

又生き残るための市場開拓に努める必要がありそのためには事故防止の効果ある新製品の開発又は改良に努め、あらゆる安全施設の効果の実証を業界サイドで積上げればそのことが安全施設の市場の開拓につながっていくことだと思います。

自発的な市場開拓の意欲をもって積極的に展開し苦境を切り拓き業界の皆様と共に考え前進してまいりたいと願っております。

いずれにしても厳しい年頭に当りベストをつくし明るい意義ある83年にしたいものです。

最後に連合会の皆様のご繁栄をお祈り申し上げ年頭のごあいさつをいたします。

安全維持保全に努力を

財団法人 埼玉県建築住宅安全協会
理事長 安藤晃

謹んで新春をお慶び申し上げます。

本協会は、建築基準法第12条に定められた条項に基づき埼玉県のご指導のもとに設立され、以来埼玉県・川口市・浦和市・大宮市・川越市・所沢市の各特定行政庁のご指導、ご高配を始め関連各団体のご協力、加えて役員の方々のご努力の賜をもちまして8周年を迎えることが出来ました。心から御礼と感謝を申し上げます。

まだまだ日浅い協会ではありますが、建築物・建築設備・昇降機等の安全維持保全を図り、天災・人災による災害から人命を守り、財産を保護する為の住民意識の喚起に努力致しております。

今年は、より一層建設省告示第1825号に定められた定期調査を行う者が必要な学識・技術の高揚の為の研修会を開催してまいりたいと存じますと共に、躍進の年と致したく念願しております。

何卒関係の方々のお力添を賜ります様、重ねてお願い申し上げましてご挨拶と致します。

共存共栄の年に

埼玉県内装仕上工事業協同組会
理事長 大沢金次

新年おめでとうございます。

不景気に明けて不景気に暮れた1982年、明けて83年はいかなる年となるでしょう。

新内閣も昨年末発足したものの、借金会社、日本（株）は大きな変化は期待うすです。

年々私達の仕事量は減ることがあっても、増えることは全く考えられない。限られた仕事量を、限られた業者で分け合うか、無某な争奪戦になるかは誰でもない、自分を含めた同業者なのである。自由経済の原則は飽くまで自由競争であるが、秩序ある競争であって欲しい。願わくば協力と協調の精神で、限られた仕事量を分け合って共存共栄の年したい。

今後は再び過去の如き好況時代はあり得ない、不況は不況に非ず、これが当り前の時代なのである。全組合員の猛省をご期待します。そして83年が揃って安泰でありますよう、心よりお祈りいたします。

関係団体の協調を

社団法人 埼玉県建設業協会
会長 斎藤 裕

謹んで新春の御祝詞を申し上げます。

皆様方の旧年中の御厚情を深く感謝申し上げますとともに、本年もなお一層の御指導を賜りますようお願い申し上げます。

昨年は政府の財政再建策による公共事業費の厳しい抑制と民間設備投資の伸び悩みに加えて、静岡県下三団体に対する公取委の立入調査を契機とした公共工事入札にかかる世論の厳しい批判、更には建設業等の契約問題についての自民党の見解が示されるなど、需注環境の厳しさの上に業界のモラル問題が問われる極めて波乱に富んだ一年でありました。

本年も政府の財政再建施策は更に強まり、公共事業に対する依存度の高い建設業にとりましては、未だかつてない厳しい経営環境となることが予想されます。

我々はこのような情勢から、関係団体との連携を密にして公共事業予算の増額確保のためあらゆる努力を傾注する一方、業界自らの体質についても抜本的な見直しを行い、正すべきは正し、企業経営の合理化、近代化に向けて質的改善を行い、豊かで住み良い福祉社会と産業活動の基盤整備のバイオニアとしての使命を果して参りたいと存じます。

埼玉県建設産業団体連合会も発足して早や五年目を迎えると成果を高めているところであります。より一層関係団体の協調を保ち、相携えてこの厳しい環境を克服し、社会资本の充実整備のため最善の努力を傾注しようではありませんか。

年頭に当り皆様の益々の御健勝を心から祈念して御挨拶といたします。

協業化・近代化の中に活路を

社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会
会長 今西定雄

新年明けましてお目出度うございます。

振り返って考えますと昨年はあわただしく気ぜわしい一年だったように思います。世界的な不況の中で我国経済も長期低迷の中に年を送りました。私達不動産業界も地価の高値安定、建築費の高騰、高金利に加えて購入者の実質所得の目減りによる買控えという構造的な不況の苦しい一年でした。

希望を一九八三年の新春に託し心機一転協業化、近代化の中に全会員一丸となって活路を求めるとして居ります。輪廻はこの世の中の掟ではないかと思います。

日が暮れて夜のとばりが下り時すぎれば東の空が明るくなつてやがて真っ赤な太陽が上る朝を迎えます。

景氣も山登りも同じこと登りつめれば下るしかありません。そしてどん底迄下れば又登り坂に入って行きます。

法語

働くことは他を樂にすることである。
世の為、人の為に汗を流すこと、これが働くことである。

本年が皆様とご一家にとってご健康で幸多い一年でありますことをご祈念申し上げ新年のご挨拶といたします。

今年は行政改革と景気浮揚の年

埼玉県砂利協同組合連合会
会長 小林勘市

国民に信頼される年になる様努力をして下さい。これが国民の声だと思います。我が埼玉県は首都圏に位置し特に戦後の人口増加は他に見られない。200万人人口がなんと560万人、ついて行けないのが道路・住宅・教育・病院その他福祉施設です。それにもかかわらず公共事業費伸び率0とはなって行く行いません。土地に合わせた行政をと希望するのでは当然だと思います。道路の改修改良を急いで下さい。そして住宅を人口に合せてそして社会福祉をと思います。そこで私達は自らが勉強しなければならない事は法律を守る事です。過積載による交通事故を初め、むだな競争が他人にめいわくをかけている事です。おたがいが企業の合理化を計り過当競争をさけて互の生活を守り相互の力を出し合い社会人としての自覚を必要とする事と思います。特に関東5県の歩調を合わせる必要と同時に共販協業等の施策実現こそ互の生きる道だと思います。輸送体形の一元化こそが必要であり、その為にはダンプ協会の全員理解と官庁の指導強化こそ望まれると思います。我が身をつねって人のいたさを知れと云うが、今こそ交通ルールを守り事故のない交通、そのためには過積をして交通違反をしない年になる様企業者を代表して関係各位に御願いし新年のあいさつと致します。

経営合理化・技術向上を

社団法人 埼玉県造園業協会
会長 鈴木長吉

1983年の新春を迎え心からお喜び申し上げます。

私、昨年7月の定期総会においてはからずも会長に選ばれ前皆川会長さんからバトンタッチして半歳を過ぎました。皆様から格別のご支援とご指導並びにご厚情を賜り心から厚くお礼申し上げます。

昨年は、本協会も昭和52年1月創立以来5周年を迎えたとともどもその発展を祝福いたしましたが、私達を取り巻く社会経済情勢は誠に厳しいものがありました。

世界的に景気の停滞、インフレの進行、失業者の増大、食糧不足等様々な問題が惹起されている中にあって我国においても財政再建問題、欧米各国との経済摩擦、高齢化社会等深刻な問題を抱えており極めて多難な情勢下にあります。

私達造園界も内需の低迷、公共投資の抑制等により受注も減少し苦境に立っております。

このような時こそ、私達は一致団結して企業努力を重ね経営の合理化、技術の向上を図りこの難しい時を乗り切らねばならないと存じます。

新春を迎えて、私は、会員の皆様と共に造園業発展のため微力を捧げる決意を新たにします。

会員の皆様を始め関連団体の皆様のご協力を切にお願い申し上げ、皆様の益々のご発展とご多幸をお祈り申し上げまして年頭のご挨拶といたします。

県内工事には県内産碎石を優先的に

社団法人 日本碎石協会埼玉県支部
支部長 西村勝一

新春のご祝詞を申し上げます。

日本碎石協会埼玉県支部は永年河川・陸砂利の枯渇化に対応し、山碎石協同組合を中心とした骨材対策に重要な貢献をして参りましたが、最近の経済低迷・不況による需要減と他県業者による過積載を主体とした過当競争に悩まされ、価格の低下加えて原石山の確保難と言ふ嘗てないきびしい困難に直面して居ります。この様な現状を踏まず長期的展望に立ち計画生産体制、共同販売体制、碎石場適地開発等の可能性、生産性の向上輸送公害の防止等々山積した課題に真剣に取り組むべく目下調査研究を始めつつあります。

埼玉県山碎石協同組合を中心に県当局中小企業団体中央会、碎石協会の御協力下「活路開拓調査指導事業」に指定され構造改善事業に意欲的に取り組みたいと調査研究を始めているわけであります。

埼玉県建設産業団体連合会も建設に関するこの重要資材の動向に関心をよせられ「県内工事は県内産碎石を」のかけ声と共に何かと側面より御指導、御賛助の程をお願い申し上げます。

的確に把握・適確に対策

社団法人 埼玉県電業協会
会長 川合 大

昭和五十八年の新しい年を迎え、謹んでお喜び申しあげます。本年はまったく厳しい年でありました。三年連続のゼロシーリングで公共事業は実質20%近く減っている。来年度公共事業予算は特別枠に準ずることで、またも伸び率ゼロとなっている。さきの第二回調査、行革で基本答申は今後は厳しい経済、財政事情を考慮し、限られた投資が的確に必要な整備水準の向上につながるよう、公共投資の実施に当って効率性を確保することが特に重要だとしている。特に全国的な整備の基準よりも地域の特性に応じて整備した方が、より地方公共団体の責任と自主性を高める効果が得られ、しかも地域経済の活性化が図られるを見直す考えを打ち出している。むろん電気工事業界にとってもその影響は例外ではない。

我々はこれらの情勢を謙虚に受け止め引続き減量経営、新技術の導入等合理化経営と業務体制整備など、自からの体質を改善打開に最善の努力を払うべきは勿論である。

ちなみに今年度の受注状況を見ると、第一次石油ショック後の50年以来の最悪の状態に落込んでいる。問題は下半期である。見とうしでは“冷え切った景気浮揚”は早期に大型補正予算の実現にかかるが、現在息切を生ずる危険性が極めて濃厚である。特に第二回調査の基本答申の取扱い如何によっては業界の経営悪化は避けられないと思われ、高度な政治的判断をもって早急に適宜適切なる処置が強く望まれる。

そもそも公共事業は「国民の利益と国家百年の大計のために」必要で、景気の動向によって調整されるものでない。従って長期計画に基づき計画的に豊かな未来への基礎づくりとして、着実に進めて行くことが肝要であり、時々の政策により安易に変更されることは甚だ遺憾で、公共投資の効果を著しく減殺する。このような制約を受けるものであってはならない。そのためにも常に業界を取り巻く環境を的確に把握し、適確なる対策を講ずることこそ急務で、本年度公共事業予算の大型補正化及び本年度予算に物価上昇分を上乗せした額の確保と、同時にこれらの実績を下回らぬ来年度予算の拡大措置を強く要望する。

このようなきびしい事態に対処するため、会員一致団結は勿論、全国組織をも動員してこの実現を強力に展開したいと存しております。

年頭にあたり皆様のご健勝を祈念し、今後ともよろしくご指導とご協力をお願いして、ごあいさつをいたします。

引き継ぎ事業発展を

建設業労働災害防止協会埼玉県支部
支部長 平井 滋通

謹んで新年のお慶びを申し上げます。
昨年は、色々とご指導ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、近年、当建災防の事業活動について各方面からご理解が得られ、評価されて参りましたことは、皆様方の深いご理解と温いご協力の賜物であり、まことに有難く、厚くお礼申し上げます。

申すまでもなく、建設業はわが国の基幹産業であり、これに従事する私共が誇りをもって事業に当ることは当然であります。建設業が災害多発産業であるとのイメージから速かに脱却し、業界の一層の発展に寄与するためにも当協会の事業を引き継ぎ発展させるよう努力していきたいと存じますので、今後とも一層のご努力とご理解とご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

どうぞ会員各位の一層のご健勝と事業のご発展を祈念いたしまして年頭のご挨拶と致します。

調和した専門業種団体に

社団法人 日本塗装工業会埼玉県支部
支部長 内藤 明

新年おめでとうございます。昨年は県当局始め多くの方々の御指導をいただいたことに對しまして厚く御礼申し上げます。

建築物及鋼構造物の耐久性の向上、機能の低下防止、美装性の回復等の工事部門を受けもつ當会に於いては、昨年よりの継続事業として会員個々の資質の向上を図りながらの企業経営上の指導や啓発など、雇用環境の整備と後継者づくりのための職業訓練、迫りくる就業者の高年令化対策、技術革新に伴う諸々を含んだところの新工法の開発、塗り替え工事の体制づくりと並行して塗り替え周期定着化の普及等、一層強めて行き度いと念じて居ります。

さらに一昨年並びに昨年4件の塗装ボランティアを行ったのに續いて、本年も積極的に行い業界の団結と、塗装工事専門業団体としての社会的使命を果すべく努力する所存であります。

外にあっては各官公庁（行政）との接衝、または指導を受けるなど、関係団体との連携の中で業種間の技術交流と業種分野の調整と、それに並行して周辺技術の拡大を試行することにより、建設産業団体の中にあって一層調和した専門業種団体として方向づけてまいりたいと存じますので、本年も一層御指導下さいますようお願い申し上げまして、御挨拶と致します。

多面対応の年に対処

社団法人 埼玉建築士会
会長 安藤 晃

新春の御祝辞を申し上げますとともに、本年もよろしくご交誼を賜りますようお願い申し上げます。

人間生活の三要素として、「衣、食、住」の古諺があります。本はその「住」の分野における技術部門の扱い手として、日々改善進歩いたします「住」の建築学を身につける努力を積み重ね、社会の信頼を得ながら建築文化向上に努めてまいりつつあります。

振り返ればそこには、肌にしみる不況の魔風に追われていたと感じられるのが昭和57年の実感でした。

昭和58年はどのような年に展開されるのでしょうか。国の施策、臨調答申、地方の時代等極めて多種多様化の形相をした経済的な大きな不安感が、つのるのではないかでしょうか。思いすごしあれば幸です。

建築士法の一部が、設備建築士、構造建築士等の制度を導入した改正が予想され、加えて財団法人建築技術教育普及センターの発足による一級建築士試験実施への協力準備等、本会施策の中において研究を致さねばならぬ問題があり、多面対応の年と思われますが、会員皆様方のご理解をいただくとともに、役員の方々のご協力を支えにして、前途難問の想定される年に対処してまいりたいと存じております。

何卒、関係の方々のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。

より一層の飛躍を

社団法人 全国鉄構工業連合会埼玉県支部
支部長 大倉富士雄

新年明けまして、お目出度うございます。
各位にはご健祥にて新しき年をお迎えのことと推察いたしております。

恒常化した不況の昭和57年を無事に年越し新年を迎え、今年こそはと期待いたしておりますが、経済界の動向は予断を許さぬ現況の連続が予想され、厳しさがより一層のしかかって来るものと思われます。

幸いにも、社団法人埼玉県建設産業団体連合会が結成され、新らしき城を得て満1年を過ぎました、共存共栄の理念のもと関連団体が相寄り、業界発展のため企業努力は勿論のこと、組合努力によって大きな成果と将来への希望を持つことが出来ました。

今こそ、相い和してより一層の飛躍を期待いたしております。

旧年のご厚誼を謝し、新年にあたりより一層のご指導、ご高配をよろしくお願ひ申し上げます。

安全と圧送技術向上の年に

埼玉県コンクリート圧送事業協同組合
理事長 寺田正男

謹んで新年のお祝を申し上げます。
大晦日の一夜が明ければなぜかめでたい元旦となり、万物改まって新生の気に満たされ、心機一転、何ごとか良いことがありそうな気分になるのが人の世の常ですが、我々弱小企業のコンクリート圧送業界は昨年より厳しい新春の幕明けではないかと懸念されます。

この厳しい経済環境の中で如何に対処していくかが我々組合員の生きる道であります。組合員各社の経営の合理化を強力に推進するとともに、拾余年にわたる体験でつちかわれた、安全対策と圧送技術を、心新に、初心にかえり、その基本を正しく真剣に学び従業員個々の資質の向上を図り、お得意様である建設業界の絶大なる信頼を得て、稼動率の向上と受注単価の是正に活路を求め、組合員相互の協調と努力により組合の基本理念を推進して、逆境の年を幸ある年に変転したいと切望するものであります。

終りに建連会員各位のご多幸を心よりお祈り申し上げます。

尚本年もコンクリートの圧送打設には当組合の各社にご用命下さるよう、ひとえにお願い申し上げて、新年のご挨拶といたします。

決意新たに任務遂行

埼玉県下水道施設維持管理協会
会長 沢田 広

あけましておめでとうございます。

今や下水道は、快適な生活環境の確保と、公共用水域の水質の保全に欠かすことのできない施設として、その早期整備が全国的に望まれております。

しかしながら、本年度は、下水道整備第5次5箇年計画の第2年目に当たります。行政改革、ゼロシーリング予算の影響を受けて、公共投資は例年にはない削減を受けておりますので、これまでのような事業の拡大は期待できなくなっております。

私達業界は、国民生活環境基盤の根幹的施設である下水道の整備促進が、国民的総意として、強く望まれていることを理解し、わが業界に与えられた使命を達成すべく、最善の努力を傾倒して來たところであります。

年頭に当り、県下のわが下水道施設維持管理協会も、県民の皆さんへの付託に応えるため決意を新たに、任務の遂行に邁進する覚悟でありますので、関係各位のご支援ご指導のほど、お願い申し上げます。

柔と剛 東西南北 初日の出

年金制度の充実を

埼玉県建設業厚生年金基金
理事長 関根仁平

昭和58年の新春を迎え謹んでご祝詞を申し上げます。

昨年は、ご周知のように当基金の第2回目の財政再計算が行われ、この結果、財政上の手直しが必要となり、本年4月から掛金の変更を行うこととなりました。不況のおり痛切に耐えませんが、基金事業を健全に運営していくうえでやむを得ない措置でありますので、事情お含みいただき、特段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

近年、年金制度をめぐる客観状勢はいちじるしく変動し、公的年金、企業年金を問わず、財政上多くの問題をかかえ、関係者の大いに苦慮しているところであります。

一方、高齢化社会を直前にして、年金に対する関心と期待はとみに高まってきており、このような時代的な背景を十二分に認識し、制度の充実に最善の努力を傾注してまいる所存であります。

本年が実り多い年でありますようご祈念申し上げ年頭の辞といたします。

激動の年を希望の年に

社団法人 埼玉県測量設計業協会
会長 小山正夫

新春を寿ぎ、謹んでご挨拶申しあげます。

昨年は、政治経済ともに混迷の中に明け暮れた年であります。今年は、さらに、昨年に倍する厳しさが予想されます。

本年も、昨年同様行政改革という名の嵐が吹き荒れて、国の財政支出の見直しが一段と具體化されてゆくものと思われますが、100兆円になんなんとする赤字国債をかゝる現状からみれば国民の1人として、こうした現実を素直に直視し、理解を重ね、協力せざるを得ないと思います。

以上のような観点からすれば、公共事業も厳しい削減が予想され、公共工事に経営の100%を依存する私ども業界にとりましては、苦しい現実が要求されるものと思います。これらのさし迫った経営環境の中で、いかにして受注の安定化を図るか、これが私ども業界の当面する最大課題ではないでしょうか。

即ち、

- 1 発注機関が容認する形での業者間の受注調整をどうするのか
- 2マイナスシーリングの中では、受注量の削減は避けられないトとすれば、業界はこれにどう対応してゆけばよいのか
- 3 会員各社の社員の技術のレベルをどう向上させるのか
- 4 経営の合理化と経費の節減をどう図るのか
- 5 公益法人としての社会的な責任を自覚し、地域社会にどう貢献するのか
- 6 建産連の理念を理解し、建産連当面の課題である業種間の有機的な協調体制を確立するとともに、企業相互の社会的地位の向上を図るにはどうすればよいのか、等々——

これら諸問題にどう対応し、どう解決の糸口を見出すのか難問山積ではありますが、これらの早急な解決なくして業界の共存はあり得ないとも思われます。そして、解決の糸口を模索する前提として忘れてはならないのは、会員企業は、その殆んどが受注産業であるという構造基盤の特殊性をもつことなのです。

このように、年々歳々、私ども建産連会員相互の一層の協調と團結が増し、望まれるのは、時代のさきかけなのかも知れません。

本年も、絶ゆまぬ研鑽と強い行動力をもって乗り切り、激動の年を希望の年としたいものです。

なにとぞ、協会、会員各位の繁栄のため、特段のご配慮をお願いして、ご自愛のほどを祈りつ、年頭の挨拶といたします。

この年を明るく

社団法人 埼玉建築設計監理協会
大川光英

初春のお喜びを申し上げます。

建産連新事務所に来て二度目の新年83年を迎えた。80年81年82年と地方の時代と云われた毎年毎年が、専業建築設計事務所の経営の困難さ、零細企業の悲哀でなくて何であったろう。

本年も昨年よりもっと厳しい現実があり、関連建設業界の不振に基く、様々な状態が出現するであろう。どの様に対処するかは、各自の双肩にかかっている。国や県の施策の不況対策もどんなものなのか。期待し乍らも、各自の力を頼むより他ない。

1.建材説明会 2.建材工場見学会 3.建築見学及座談会 4.ゴルフ大会 5.ボーリング大会 6.構造研修会 7.夜間親睦例会等々……年度の行事は大体終了したが、よりよく生きるために、公益法人として、社団法人として、進路を定め着々と歩んで行きたい。一般社会に、外部に向って働きかけて行く。皆手をとり合って、83年代の難局を乗り切って、生きて行きたい。せめて己れの心を明るくこの一年を過したい。貧しくとも明るい世間にしたいものである。小さな力でもきっと出来ると思う。

協会活動に精進

社団法人 埼玉県建築士事務所協会
会長 岩堀徳太郎

新春を迎え心より御祝詞を申し上げます。昨年は建産連ビルの完成という一つの節目を越えて、新たな希望をもって協会運営のスタートをきりましたが、ビル内に入居している各会との相互連絡、又各種役員会、研修会等大変便利に利用しております。

建設産業界も未曾有とも云える、経済不況のしわ寄せをうけ大変厳しさを増幅した一年であります。我々の建築士事務所協会も多聞に洩れず構成会員の業種は厳しい一年でありました。

我が協会は設計、工事管理、又確認申請、そして開発行為の書類作製等、幅広い分野の建築業務をになっている、業務団体であり、一級、二級の別なく専業兼業の別もない建築士事務所750事業所の団体であり、資格者の団体である建築士会とは正に両輪の如きものと云われる所以であります。

本年も住宅投資の好転はみられず、公共投資においても益々厳しさを予想される中で、住宅の増改築においてある程度の明るさがあるに見受けられます。

建築投資の先行業務を主体とする我々協会が会員一同消費者のニーズにいかに対応したらよいか、又協会員の為になるのは何かを、今年も真剣に考え、行政当局への建議、建策もあわせて、協会活動に精進し、あわせて関連団体各位との横の連絡協調も密にして、建産連という組織の一層の活性化を計る提議をしつゝ頑張って参りたいと思います。

企業体質の強化と経営の合理化を

埼玉県総合建設業協同組合
理事長 伊田勘三郎

謹んで新年のお慶び申し上げます。

私ども、総合建設業協同組合も建産連の一員として加入し、関係団体の皆様と共に信頼と相互扶助の精神に基づき、産業発展と地域振興に貢献できることは、誠に喜ばしいかぎりでございます。

来るべき58年は中曾根新内閣によって新政策が打出されることを期待されるところであります。政府および地方公共団体の予算編成と行政改革の基本方針は不变で、公共工事関係予算規模の増加は期待できず、建設業界にとっては、昨年よりさらに厳しい企業経営を余儀無くされることが予想されるところであります。

このときに当り、組合員各位におかれましては企業体質の強化と、経営合理化等自助努力によりこの危機を乗り越えられることを切望致します。

終りに建産連の発展と構成団体の会員各位のご多幸を心から祈念申し上げまして新年のご挨拶と致します。

技術向上と協調性を

埼玉県建設大工工業事業協会
会長 牛草 真澄

昭和58年の新春を迎えるに当たり建産連の皆様、謹んでご祝詞を申し上げます。

年頭に於て毎度想う事は、今年こそは良き年、働き甲斐のある年であって欲しいと願うのであります。残念乍らここ2、3年はその願いも空しく私共業界にとっては仕事の量的減少によって経営は至って厳しいものとなっております。

さて当協会は発足して5年、関係官庁をはじめ関係業界の皆様のご指導に依り、ようやく体制固めが出来建設専門工事業の一員として微力乍らその任務を果たさせて頂いております。

私共は広い意味の建設業の一員として主要な分野を担っていることを自覚し、常に技術の向上を図り、元請各社の信頼に応えることをモットーに現場に於ては協調を図り施工に責任を持ち事故の絶無を期すべく全会員一致して相協力し業界の発展に努める覚悟を固め一路進んでまいります。

新たな時代に挑戦

埼玉県電気工事工業組会
理事長 藤波 貞治

「明けまして、おめでとうございます」本年もよろしく御愛顧の程をお願い申し上げます。

さて昨年を振り返って見ますと、誠に多事多難な年でありました。

世界の不況は誠に深刻な様相を呈し、その余波は貿易摩擦となり、輸出の伸びも低調となってきております。

勿論国内においても、我が国の経済成長はありえなく、景気浮揚の影さえ見えず、吾が業界も非常に厳しいものがありました。

ここ数年毎年元朝になると、今年こそはと良い年でありますように、心に祈る次第であります。今年は何んとか吾々は智恵を傾けてこの厳しい世相を切り抜けて行く所存であります。

吾が埼電工組は1つの打開策として共同保守管理業務を昨年からプロジェクトチームを組み着々と準備を進めております。

此の事業は将来展望の上に立ち、単に吾々の世代でなく次の世代にゆずる事業であります。このような世相においては、個々の力ではなく1,500有余名の組合員が一団結して1つの目標に当たり、共同の利益を図るものであります。1日も早く実施できるように、組合員一同銳意努力致しておりますところであります。

又吾々を取りまく電気業界も、種々の機器の開発研究で日進月歩の発展を見せており、技術の集約化に突入しております。頭脳的工事業へと移行しております。

例えば、省エネ、省力、省スペースに加えて、安全防災の見地から、ビル、マンション、店舗からマイホームまで、総合コントロールシステムへと変革しております。

これが又現在社会が必要としているシステムであります。

電気工事業界もこれらエレクトロニクスの技術に対応するために、今迄の強電の分野だけでなく、弱電および電子工学の範囲まで、技術レベルのアップに、日夜研さん努力せねばならない時勢となって参りました事を認識し対応する構えでおります。

今年の抱負として、一端を述べましたが、吾々業界も新たな時代に挑戦し、不透明な世相の中に燭光を見い出すために頑張る積りでありますれば、よろしくお願ひ申し上げまして新年の所感と致します。

組織の指導力を強化

埼玉県浄化槽協会
理事長 石塚 清

輝やかしい昭和58年の新年を迎え、謹んで御祝詞申し上げます。

昨年度は私共業界にとりましても、甚だきびしい試練の年でありまして、これを機会にひたすら経営の合理化、市場の開拓化等を学びとて参りました。

年がかかる毎に今年こそはと、新たな意気込みと希望に満ちてスタートするので、団体運営にしても、企業にとっても、新年がくるということは一つの重要な節目であると同時に、引続き下降線をたどっている経済不況下にあってこそ、組織的な英知を結集し、団体としての指導力を強力に發揮して、時流に対応すべき契機でもあると信じております。

業界にとって長い間の願望であった、「浄化槽法」も脚光を浴びて誕生し、今年度は浄化槽業界にとりまして、正に新世紀を迎えるような画期的な年でもあり、がっしりと根の生えた事業を、安心して推進できる時節が、いよいよ到来したのだとの感銘を強く受けております。

当埼玉県浄化槽協会も今般早くも7年目を数え、基盤の安定と組織力の強化も会員各位の努力と、関係機関のよき指導と協調を得て当初予定したとおり、困難の中にもほぼスムーズに実現して参りました。

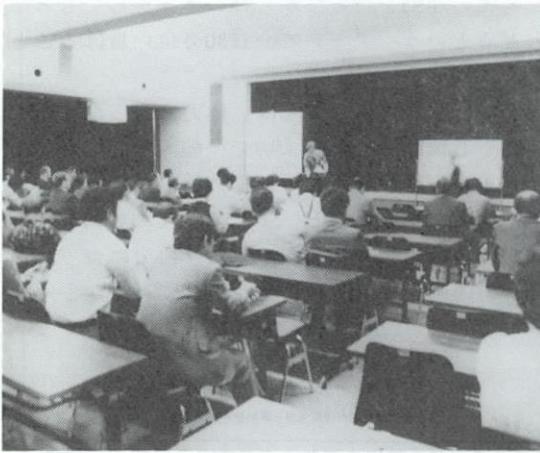
今年は行政との提携も更に一段と強めつつ公益法人としてより社会的貢献度を高め、関係する方々と共に、一層の繁栄を祈念する次第であります。

講演会

「あなたの健康のために」

—成人病のはなし—

57. 9. 24 吉田清一先生



当建産連では9月24日、建産連会館センター大ホールにおいて成人病に関する講演会を開催した。いまわが国民の平均寿命は75才を上回り世界のトップ、60才過ぎは一昔前では隠居の身も寿命が伸びた今日ではまだならぬ、平均寿命が伸びるに従い中高年齢者層の占める割合も年々増加し、やがて全人口の3分の1を超すとさえいわれている。こうした中で最近成人病に対する関心が高まりつつあるが、このたび当建産連研修指導委員会は埼

玉県立がんセンター長の医学博士吉田清一先生を迎えて「あなたの健康のために、成人病の話」と題して、専門的立場から成人病に対する知識を種々のデータを基に平易に語って貰った。

以下そのあらましを要点をもってまとめてみた。近年全国的に健康のためのスポーツ又は運動が盛んになっている。特に中高年齢者層に関心が高まっている。本席の前半は「がん」について、後半は健康のためのスポーツの留意点などについて述べると前置きし、種々のデータ等をスライドをもって説明の形式で進められた。

——わが国はこれまで最も死亡率の高かった脳卒中が医療の進歩等によってや、横這となり、代って最近は「がん」の死亡率が一位にのし上った。そして昭和57年度から61年度までのがんの発生状況を予測すると、39才以下は余り増えないが、40～50～60才台は昭和61年には今の1.1～1.2倍かあるいはそれ以上に増える。つまり「がん年齢」は、心筋梗塞などの成人病と共に今後こうした年代層が増えることが考えられ、本県の医療行政においてはこのことを念頭に置いて進めるべきであると医療専門の立場からそれらの見直しを述べたのに続いて、主なる「がん」の症状、予知並びに対応などで、次の如く述べられた。

▶子宮がん——性器出血がその主症状として現われる。更年期を迎える頃は生理が不規則になりがちで時には判断を誤るので注意を要する。このがんはこれまで40才代以降に多かったものが、最近は30才代に増える傾向にある。理由は学問的に解明されていないが、先進諸外国でも同じ傾向にある。早期発見であればほゞ100%治るがそれに検診をおすすめしたいが、年輩者になると恥か

しいの、結果が怖いとかで検診を受けたがらない。早期発見であれば他の病気同様必ずなおるので検診を奨めたい。検診の頻度は年に一回、数年続けていれば2年に一回程度でもよい。

▶乳がん——子宮がんと同様検診を奨めたい。早期発見であれば100%近く治癒している。症状としては若い年代では生理の前後にみられる“しこり”と容易に見分けにくいので、生理時を避け、近頃普及している自己検診の方法を試るとよい。しこりのほかに乳頭がたゞれてなおりにくいやうな場合は早目に専門医の診察を受ける必要がある。

▶胃がん——最近医療が進歩し早期発見されば治癒率が高まっている。初期の症状としては、胃が張ったり食欲が減るものであるが、これらは胃カタルにも同じような症状が起きる、胃カタルであれば普通1～2週間で治るものであるが、2週間以上も続くようであれば一応検診を受ける必要がある。検診の方法は、レントゲンによるものが基本的な検査で、近年胃カメラの進歩によってより効果を高めている。レントゲンや胃カメラで異常が認められないのになお症状が続くときは他の近くの内臓器官の病気という怖れがあるので精密検査の必要がある。

治療成績は、早期胃癌の治癒率は95%以上である。これは胃カメラの進歩が大きく寄与している。胃癌が減りつつある原因として考えられるのは、塩造食品が減って食生活が洋風化してきていることが考えられる。米国移住日系人が一世より二世、二世より三世と胃癌発生率が低減しており、食生活の変化によると考えられている。それに代って乳がん、大腸がんが日本人に増えているのも西洋食の普及したからともいわれている。これを防ぐ

には和洋折中が好ましく、特に好物の偏食を避けること、落のとう、蕨に発がん性物質が含まれているといわれるが一度に沢山、又は常時食さないこと、近年野菜類のハウス栽培が盛んになり、季節を問わず欲しいものが年中出回っているが、好物だからといって大量の常食は注意すべきである。学説によると魚、肉類の黒こげに発がん性があるともいわれている。秋刀魚に大根おろし、鰻のかばやきや焼鳥のたれといったように、大根おろしやたれはその黒こげの発癌性をおさえる効果のあることも証明されています。昔の人の生活の知恵のすばらしさに感じ入る次第です。

次に、胃潰瘍との関連性を問われるが、最近の臨床研究ではがんの原因としては直接の係りはないとされている。逆にがんの一部が潰れ胃潰瘍になる場合がある。また、がんは遺伝するかと聞かれるが、遺伝性はない。たまたま同じ家系にがん患者の多く出るのは食生活が同じだからではないかと考えられている。血液型Aの人は胃がんになり易いともいわれるが、科学的に実証されていないので気にする必要はない。

▶肺がん——一般にレントゲン写真に見られる如く、肺には中央部の気管及び気管支の部分とその他左右末梢の部分に分けられ、がん発生個所もこの二つの部分に分かれる。胃がんと同様初期のうちは自覚症状を伴わないので、次の点に注意されたい。風邪でもないのに咳や痰の出が続くときは要注意、5年も10年も前から咳が出ている人は別として2~3ヶ月前から出初め痰に血が混じるようなときは精密検査を受けた方がよい。今日では痰による簡単な検査の方法があるので、出来れば定期的に行うとよい。

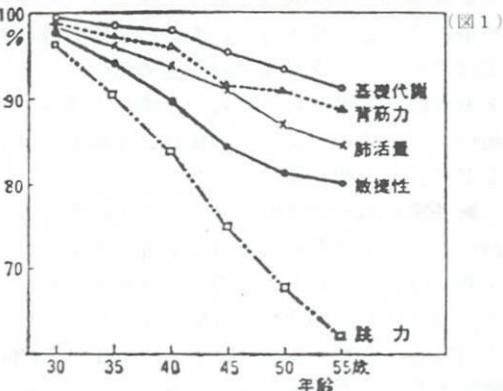
次に、肺がんと煙草の関係について、大体一日20本以上喫う人は喫わない人の1.5~2倍の発生率である。煙草だけが肺がんの原因ではないが、喫煙は心臓をはじめ循環器系統にも悪影響を及ぼすので止めるに越したことはない。次に、間接喫煙という言葉があるが、主人が一日20本以上の煙草を喫うとして、同一家庭内に4時間いる奥さんは5、8本を喫ったと同じことが計算上に現われている。

肺がんの治療実績は現在のところ余り良くなく今後の研究課題となっている。早期発見の場合でも100人中5年生存率(手術後5ヶ年生存)は60%である。最近女性の喫煙の増加は問題である。外国では喫煙女性の肺がん発生率が急上昇している。

長年喫煙を続けた人が喫煙を止めたとして、その人の肺が元の綺麗な肺に戻るには10年はかかるといわれている。喫煙の早期中止が望ましい。

健康のための運動について

体力のバロメーターである肺活量は、若くて元



25~30歳を100として諸機能の年齢的変化
(石井・勝木)

気なときに比べ55才ほどで85%位になる。(図1)マラソンで訓練している人は能率のよい呼吸で酸素の補給を図るものであるが、ジョギングなり適度の運動を続けることは体全体の機能低下を防ぎ、精神的イライラを無くする効果のほか、いわゆる中年肥り、脂肪太りを防ぐ等のメリットがある。

最も効果的な運動のあり方としては、ウォーミングアップのあと軽い体操を行ってから主運動を10分以上行い、その終りに2~3分間程度の力試しの強い運動を行ってから軽い体操をしてもともどるというパターンで一日30分位続けることである。

次に、注意すべきことは、体力に合った安全な運動を心掛けることが大切で、他人と話し合いながら走る程度が理想だ。運動の終った時点で苦しくて何も出来ないほど、また、疲れて翌朝起きられないようではやり過ぎである。自分に合った何等かの運動を毎日行なうことが理想であるが、週3日位でもよい。余り長時間続けることもよくない、

体力年齢別の運動強度と脈拍数の関係(毎分) (図2)

運動強度	体力年齢別の運動強度と脈拍数の関係(毎分)					
	年齢	100才	80才	60才	40才	
	負荷強度	最大強度	強度	中程度	程度	
体力年齢	運動の目安	運動強度の限界値	中高年者の健康づくりはここに運動の限界値の中の運動を維持する	初心者の運動強度	この程度では運動とはいえない	
10代	10代	193	166	140	113	87
20代	20代	186	161	136	110	85
30代	30代	179	155	131	108	84
40代	40代	172	150	127	105	82
50代	50代	165	144	123	102	81
60代	60代	158	138	119	99	80
70代	70代	151	133	115	96	78
運動の感じ	非常にキツイ	かなりキツイ	ジョギング程度	少し運動になる	かなりらく	

夏季などは特に水分の補給を怠ってはならない。無理は禁物で体調の悪い日は休むことである。運動を始めようとする者は、初期にはまづ50才位で脈搏100を多少超す程度を目安に馴らすこと。(図2)但しこれは健康な人で、血圧の高い人、時折り胸部の痛むなどの人は寧ろ運動は避けた方がよい。糖尿病の人は始める前に医師に相談すること。また、海外旅行や長距離の出張など終った翌日は疲労の蓄積が心配されるので気を付けること。連日で休まないことが目標だなどといわず、常に体調に留意し、無理は厳禁と心得るべきである。

まとめ

「がん」とは限らずどうも様子が変だと思われたときは努めて家庭医の診察を受けること、若し問題があれば専門医の紹介を受けることが大切である。症状が現われたでは遅かったということもあるので集団検診の利用や自分の誕生日を検診日とすることなども奨めたい。

生活の中で異状を感じたとき、生理のサイクルが違ったときはまず家庭医に相談する。そのため普段から信頼の置ける家庭医を決めておくことが望ましい。そして手遅れにならないよう早目に先づ相談するように心掛けることが肝要である。

講師の紹介

昭和24年3月東大医学部卒業、後東大附属病院において内科及び肺がんを含む呼吸器の疾病について臨床、研究に当たり、この間2カ年米国に留学。

昭和47年2月埼玉県立がんセンター設立に際し、計画、設計に参画。

昭和50年11月同センター開院時病院長就任。

昭和54年4月同がんセンター長に就任し現在に至る。

特に肺がんの権威として世界的にも著名。

「建設労働者の雇用改善を 推進する会」を開催

57. 10. 28

当埼玉建産連・労務資材委員会(川合大委員長)は10月28日、埼玉建設労働者福祉センター第一会議室において、上田茂県職業安定課長並びに埼玉県建設雇用改善室岡本五郎指導員のほか関係者を囲んで建設労働者の雇用改善を推進するための研修会を開催した。席上、関係法令の解説、最近の建設労働者の動向と問題点及び雇用改善のための諸施策等について説明を受け、最後に関連質疑を行い、2時間におよぶ研修を終了した。

建設業及び同関連業は労働力を主体とした産業であるにもかかわらず、近年若年労働力の減少と相まって労働者の老齢化の傾向はそれら業界共通の問題であり、今後この問題に真剣に取り組むべき時代となった(川合委員長挨拶から)。かかる時代的背景のもとに労働力確保は業界における今日的課題であるという認識の上で今回県はじめ指導的立場にある関係者を迎え、関係法令の解説、雇用管理のあるべき姿、そして法に基づく雇用改善のための助成制度などについて詳細な説明を受けた。以下主題を追ってその大筋をまとめてみた。

建設労働者の雇用の改善等に関する法律並びに雇用管理のあるべき姿について。(上田職業安定課長)

建設労働者の雇用の改善等に関する法律(建設労働者雇用改善法)は昭和51年法律第33号として

公布され、同年10月1日から施行された。またこの法律に伴う施行規則は同年8月に労働省令第29号として公布され、同じく十月一日に施行された。

立法への背景 わが国の建設業は現在、全産業の11%に当たる472万人の労働者を雇用し、年間50兆円を超える生産をあげている名実共に有力な基幹産業で、今後とも経済の伸長とともにその地位を一層高めるものと考えられている。

この法律に特に建設労働者と「建設」の文字を冠したのは、建設業が他の製造業と異った形態にあることによったものである。つまり典型的な受注産業であることである。自動車製造業の下請にも受注産業の類似点はあるが、主なる違いは、建設業は有期の注文生産であること、屋外生産を中心となることなどの一般的な性質を異にするほか、実際の建設工事が複雑な下請関係のもとで小規模企業による施工が多いというわが国特有の事情から①末端の下請企業において雇用関係で不明確なものが多い②臨時・日雇いといった雇用形態の不安定な労働者が多い③賃金不払い、労働災害等の発生が多い④基幹的な技能労働者が不足している。⑤福祉について全般的に立ち遅れが著しいなどの問題が指摘された。こうした諸事情のもとで日建連、全建など建設中央4団体の意見、要望をも入れ、その基本的課題である雇用管理の改善、建設労働者のための各種施策を積極的に実施することを目的に制定されたのである。

法律の構成及び内容 この法律は名称の長いのに反し規模は小さく、全文13条である。全条文を通じ労働基準法を背にして組立てられている。この法律条文を大きく分けると、①建設雇用改善計画の策定②建設労働者に係る雇用管理の改善を

図るための措置 ③建設労働者の技能の向上及び福祉の増進を図るために事業の実施——の3本の柱からなっている。

要するに法制定の狙いは一つである。つまり、建設業は他の産業と違って複雑な雇用関係にあること、或いは出稼労働者を多く雇用すること、更に短期間雇用、日々雇用であり見方を換えれば不安定雇用である。つまり一般にいう常備雇用ではないところに建設現場における雇用の特色がある。そこで当然種々の問題が生ずるのである。

建設業は受注産業であって自分のペースで仕事を作り出すことが出来ない。公共工事でも民間工事でも入札という行為を経て落札までいかなければ事実上仕事にならない。そこで落札を見込んで常時一定の労働者を準備又は雇い入れておくことは容易でない。雇用形態は自分が請負った仕事に合わせ都度出稼者などを求めていく、又は下請という形をとることになる。こうした形は、建設業の有効なしかも経済的なあり方であろう。だからといって、そこに働く労働者又は働くとする労働者が今までのように“口頭”によって物事を決めていくことや、下請まかせ、その日まかせの労働関係で良いのかということである。話は逸れるが——今の子供の大部分は高校を卒業し、さらにその約半数は短大又は大学に進学するという、いわゆる高学歴時代を迎えている。そして高校以上で教わる社会科には労働基準法、労働組合法、労資関係調整法のいわゆる労働三法はその大筋を教っている。これからの方はそれらの教科をもとに高い知識と権利意識を身につけて就職していくと思わなければならない。

出稼者も二世の時代

高齢化と社会構造の変化によって今後建設出稼労働は終るものと思われた。案に相違して秋田、山形など東北地方から出稼二世しかも夫婦者の希望がかなりあるといわれる。

こうした傾向は今後30才台の出稼希望が増えることも予想され、当然高校卒業の者もかなり加わって、従来の出稼一世とは一風違った労働者意識をもつ者が多くなることも当然考えられる。そうしたことは時代の流れでもある。こうした中で建設業がいかに優秀な技能をもった労働者を確保し、若い労働力を確保することが出来るかとなると、まず第一に雇用関係の明確化、つまり、あなたは



何處で、誰が何處で、いつの期間採用されるのかを明確にするよう求められてきよう。これからは雇用管理の問題で、労働者が経営者より進んだ考え方を持つ時代となることをも十分考えて置く必要がある。雇用の改善は言うは易く、行うは難いものである。僅か13条の条文で若干の不足の部分もあるかに思われるが、法第一条に掲げるとおり建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進を求める、雇用の安定に資するため今後一層この法律の重要性を増すことになろう。

●建設雇用改善助成金について

概要 建設雇用改善助成金は、建設労働者雇用

改善法の施行に伴い、建設事業主及び建設事業主の団体又はその連合体が行う建設労働者の「技能の向上」「福祉の増進」を図るために措置に対して、必要な経費の一部を助成し雇用の改善を促進するために設けられた制度である。本制度発足以来数度の見直しによって現在、下記の七種類となっている。

- ①技能実習等助成金
- ②認定訓練助成金
- ③職業訓練推進助成金
- ④雇用管理研修等助成金
- ⑤福利施設整備助成金
- ⑥健康診断助成金
- ⑦雇用改善推進事業助成金

なお、この助成金制度は各助成金の種類ごとに定める支給要件に該当する計画を実施した建設事業主等に支給されることになっている。ただし当該事業所が雇用保険に加入（全雇用者の2分の1以上）していることが第一の要件となっている。

次に、各種助成金制度のあらましは、次のとおりである。

技能実習等助成金について

建設業においては作業の安全を第一とする立前から各種技能に資格制度を設けるほか、一定の講習を受けることを義務づけている。玉かけとかクレーン操作などである。またこうした技能の資格をとるなどのほかに出稼労働者などで技能を持たないものもかなり沢山ある。それらの人を対象に資格をとらせ又は技能を身につけさせようとする事業主に対しての助成制度である。本県においては建設業協会を通じてそれら技能修得のため所定の事業所に委託し実施している。これには一種と二種があり、そのうち一種は事業主が計画する場合でその事業主が労働者を訓練のため派遣したときは6日を限度に一人当たり1日3,400円を事業

主に助成するものである。また、二種の場合は技能修得しようとする労働者が雇用保険の被保険者であることが要件で、通常の賃金以上の額の賃金を支払う場合に助成されるものである。

認定訓練助成金について

この制度は、県の訓練課の認定を受けて事業内の訓練を行う場合に適用されるもので、認定事業場（訓練校）は県下に12カ所あってそのうち9カ所は共同、4カ所は事業内となっている。

まず、この助成が受けられる条件としては、一つの団体の構成員が建設業の許可事業所であって、雇用保険に加入していること。また許可業者でなくとも現に建設業を営んでいるものであれば、それらを含めて全体の過半数が雇用保険に加入していることなどが要件となっている。只今本県で上記の要件を満たしている団体は、建設業協会、電業協会及び日本塗装工業会埼玉県支部の各団体である。

職業訓練推進助成金について

この制度は本年初めて関西に一ヵ所設けられたもので関東にはない。これは野丁場の職種を委嘱して行っているもので関東には当面設けられる見通しはない。

雇用管理研修等助成金について

この制度は、既に建設業協会では実施しており、電業協会及び日塗装では団体として計画されている。これは法第五条（雇用管理責任者選任）の条文に基づくもので、各事業所における雇用管理責任者の選任のための基礎知識を修得させるためのものである。これは単独の事業所（会社）でも計画されれば助成の対象となる。また、複数でも或いは下請会社を含めてもよく、研修者一人当たり3,400円の助成がある。また、安全衛生法第60条

に基づく職場責任者（職場長）の研修も含まれるのである。

福利施設整備助成金について

この制度の対象には①作業員宿舎に係る助成金と②現場福利施設に係る助成金との二つある。まず、作業員宿舎については、本県では昭和56年度までに助成を受けて建てられた宿舎は48カ所あり、本年度もいくつか申請が出ており全体で55ヶ所以上になる見通しである。この助成を受けるためには種々の条件があるが、受けられるものとして簡単な算式で助成金高を出して見ると。

仮りに30人の宿舎を3,000万円で建てた場合、 $3,000 \div 30 = 100$ 万円、100万円-25万円（基礎控除的な額）=75万円、 $75 \div 3 = 25$ 万円、この25万円が1人当たりの助成高で、これに30倍した額、750万円がこの助成高である。

耐火構造以外のものは、限度額が12万円であるので、これに30人倍の360万円が助成高となる。なおこれらの助成金は助成であるので返還する必要がない。

次に現場福利施設であるが、譬えば現場が遠いため休憩室、便所、シャワー等の施設を作る場合200万円を限度に助成される。最近それらがユニット化しているので200万円の限度内の実費が助成対象額となる。

要するにこの福利施設整備助成金は、作業員宿舎として新築、増・改築又は購入の場合その構造が耐火の場合2,000万円が限度額、耐火以外の場合は1,000万円が限度で、更に現場施設の場合の限度200万円とを併せて新築又は購入した場合2,200万円-1,200万円まで助成を受けることができる。但し、この助成をいずれの種類で受けた場合ともに

次の期間用途を変更しないことが必要であり、この要件に違反した場合は助成金の全部又は一部を返還させられることがある。①耐火作業員宿舎の場合5年②耐火構造以外の場合3年③現場福利施設の場合1年と定められている。

健康診断助成金について

この制度は3ヵ月以上1年未満の雇用つまり季節労務者とか臨時雇用者を対象として、雇用1ヵ月以上1年未満の期間を定めて健康診断を行った場合1人につき一律2,000円を限度として助成するもので、56年度には埼玉県のみで800人分を助成している。この助成金はすべての助成金と同じく個人に支給するものではなく事業主又は団体に支給するものである。従来この助成金は1人一律、2,000円を支給したが、現在は実費相当額の支給に止め、その代りに交通費として500円を限度に支払うことになった。しかし交通費は公共の機関を利用したものに限り、会社のマイクロバスとかタクシーなどを利用した場合は支給されない。

雇用改善推進事業助成金について

この制度はこれまで雇用改善モデル事業助成金であったものが昨年から改称されたもので団体又はその連合体が助成対象となるもので、次の事業を行うことになっている。①建設労働者の募集、雇入れ等について助言、指導その他の援助を行うこと。②講習の実施等建設労働者の技能の向上を図るための活動を行うこと ③環境整備、健康管理の実施、その他建設労働者の福祉の増進に関する活動を行うこと。④上記の①～③までの事業に関する調査、研究を行うこと。以上四種類からなり、団体では各事業の事業計画をたて申請されれば一ヵ年に総額200万円を限度として支給される。

講演会

「建設労働災害の責任と保証」

—紛争の解決を中心として—

57. 11. 9 安西愈氏

11月9日当建産連・労務資材委員会（川合大委員長）は、埼玉建設労働者福祉センター大ホールにおいて、「最近の労働災害をめぐる諸問題一事業者の責任」に関する講演会を開催した。講師には斯界の権威、弁護士安西愈氏を招じ専門の立場から労働災害にまつわる法的責任の所在並びに対応について2時間半の講義を受けた。

近年、工事の大型化、内容の複雑化する中で労働災害の発生も多様化しており、一度発生すれば企業責任を問われ、当然補償問題に発展するものである“安全なれば企業なし”“補償は的確に速かに”が強調された。

工場や現場で最近「安全はすべてに優先する」というスローガンの掲示を見かけるが、「安全第一」から「安全の最優先」を打ち出してきたと見られ、昨今の安全衛生管理の職場への浸透がうかがえる。即ち最近の企業における安全衛生についての動向は極めて厳しい姿勢を示している。それは“安全なれば企業なし”を原則としたものにほかならず、安全と企業の存続のどちらが優先するというと「安全が優先する」のである。最近の労働災害の判例では——人間尊重を第一義に考えるべきことを忘れ、只一途に生産にのみこれ努めたことが

大事故発生に至ったと可及的安全施策を怠ったことし、会社の安全管理に関する認識の欠如と人命軽視を強く指摘されているところである。

このような「人間尊重」の社会的責任は、行政上の措置として当然反映してきており、行政措置も厳しいものになってきている。建設業や化学工業において企業存立の基盤を搖がしかねない状況を呈してきている。

高額化する民事賠償

最近の人間尊重の社会的義務は、具体的に人の命や傷害の値段の高額化として目に見える形で追及される時代となってきた。民事損害賠償事件は年を追って高額化しており、最近は“1億円賠償時代”的到来ともいわれている。一件の労働災害により1年間の経常利益を一挙に失うとともに、中小企業では企業の存立さえも危うくする結果となりかねない。このため、労災保険だけで済まさず上積み補償によってカバーする必要が生じている。さらに、最近の災害の刑事責任の追及は厳格であり、従業員の違反行為についても事業者即ち法人（会社）自身が処罰を受ける「両罰規定」の適用は、単に処罰そのものよりもその対外的な影響において重要な意義を有しているのである。

企業の安全管理責任の法的根拠

企業の安全衛生管理の法的根拠は労働契約上の信義則の原則から、使用者は労働者に対する債務として発生する「安全配慮義務」による。最高裁はこれについて——「使用者の設置に係る場所、施設もしくは器具等の設置管理または使用者の指示のもとに遂行する業務の管理に当たって、労働者の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務」をいうと述べている。即ち、法律上

事業主たる会社には、「安全配慮として、危険防止のため万全の安全対策を講じ従業員の安全を確保する義務がある」「使用者は被用者に対し、雇用契約上の義務として、被用者が労務を提供するに際してその生命、健康を危険から保護すべき義務を負うものである」。従って使用者が上記の義務に違背し、これによって被用者の生命、身体を侵害する結果を招いた場合には、被用者に対し雇用契約上の債務不履行に基づく賠償責任は免れないと解するのが相当である。また、この安全配慮義務に関しては、労基法42条、労働安衛法3条に明記している。

さらにこれらの物的、人的災害防止義務を使用者が実行するためには、次の三つの事柄が義務づけられている。

①職場における災害危険予知義務

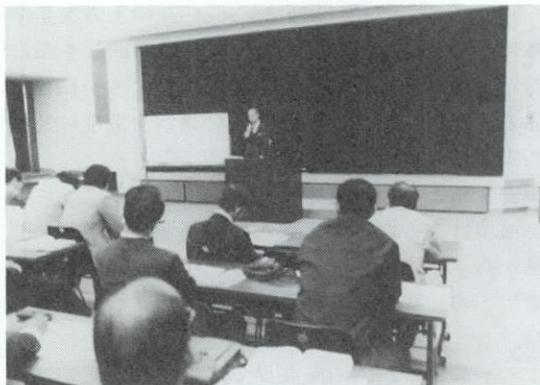
労働災害の発生を防止するため万全の安全対策を講じ、危険を防ぐためには職場における労働災害発生の危険を予知していないければ、万全の対策を講ずることはできない。ゼロ災運動の危険予知の強調はこの義務を認識しての行為である。

②予知された危険の結果回避(防止)義務

職場における労働災害の発生の危険性を予知予見した場合には、職場の危険要因を放置することは許されず、直ちにその危険を回避するための措置をとる必要がある。

③作業標準等安全の定着

災害をもたらす危険が物的防護措置ではなく、労働者自身の不安全行動、作業手順違反に起因する場合においても放置することは許されず、その防止のため安全な作業手順の確立、指導教育をすべきことが義務づけられているのである。



職場の一人一人が対象

安全配慮義務は、一般標準的な労働者を基準とするのではなく、労働契約の当事者である労働者一人一人に対する義務である。労働者の注意力の欠如、疲労その他の原因による精神的弛緩、作業に対する不慣れ等によって予想される場合も含めて危害発生の危険から保護しなければならないのである。今後労働市場の悪化から不熟者、高齢者対策が重要になってくる。

法的責任主体は――

企業の“安全衛生管理の責任者は誰か”といふと民事、刑事両法体系における労働災害防止の責任者は、いずれも経営主体である事業者であり、事業者が法人の場合は会社自体である。法人（会社）とは誰かといふと“看板”や“社名”ではなく法人の代表機関である代表取締役、即ち社長である。

職場の安全衛生管理の実行者は――

法律上の安全衛生管理責任者は上述のとおり代表者である社長である。従業員の多い会社、職場が多数の会社は実際問題として社長一人にしほる訳にはいかなくなる。その責任と権限を現場の工

場長、所長、主任等に委ねて権限を分配して授権することになる。現実面においては職場または現場の長たる者がその衝にあり、労災防止の鍵を握るのはそれら第一線の監督者である。そこで第一線の監督者の安全衛生教育の徹底と意識の高揚が何よりも大切になる。

労災判例で、監督者の部下の不安全行為の放置、黙認による責任を問われる例が多いことに心すべきである。

安全に対し労働者自身の義務は――

事業主に安全配慮義務を負わしていることはこれまで述べたとおりであるが、一方労働者が自己安全義務を負っていることは労働安全衛生法第26条に定められており、これまでの判例でも一使用者は、物的な防護策や人的な監視体制を整えることによって労働者の不注意による事故の発生を防止すべき安全配慮義務を負っているものであるが、このことは労働者が自己の安全を守るために基本的かつ最小限度の注意を払うべき義務を免かれさせることではなく、労働者は、使用者の義務履行の有無にかかわらず、自己の置かれた状況に応じて可能な注意を一通り尽すべきものとされ、また、未然に防止する細心の注意を払うべきである。あるいは、労働者自身も“危険の予知できる場合には万全の注意義務を行うべきであり”自らも当然安全を確保する義務がある――と判示している。

次に判例に表われた「使用者の責任を全免する労働者の過失」で次の4事例がある。

- (1) 使用者の明白な禁止命令に敢えて違反して行動した場合。
- (2) 明白な危険行為を自己の意志で敢えて行った場合。

た場合。

(3) 自己自身の運転その他の行動上の過失による自損行為。

(4) 充分な安全教育と物的措置を講じているのに敢えて守らなかった場合。

次に使用者の責任を減額する過失相殺

(イ) 労働者自身の軽卒な危険発生行為、また明白な重大な危険発生行為による被災

(ロ) 労働者自身の不注意な不安全行為による被災（6割程度の過失相殺）

(ハ) 労、使過失競合の場合（5割の過失相殺）

(ニ) 一般指示のみで、具体的な作業手順の作成指示義務違反、安全帽、命綱着用不徹底は使用者側の責任が重い（3割程度の過失相殺）

(ホ) 漫然たる労働者の不注意によるもの（2割の過失相殺）

(ヘ) 労働者自身の経験上の軽信に基づく注意の懈怠（1割の過失相殺）

元請事業者の安全衛生管理責任――

元請や親企業は注文者だから下請の事業主が責任を負うべきで、元請は責任はないかといえるかというと、安衛法による事業者責任の罰則の適用はないにしても、民事上の責任を負わされることがある。

①同一の作業場での元請負人としての作業の分担を行った場合

②元請負人が下請に対し工事上の指図をし、もしくはその監督の下に工事を施工させ、その関係が使用者と被用者との関係またはこれと同視し得る場合などいすれも「連帯責任」を負う。下請は元請が設置した施設であっても供用の場合確認する必要がある。

労働災害（傷害、死亡）補償問題

講師はこれまでの講義の過程において随時補償問題にふれたが、特に留意すべき点として、次のごとく語った。

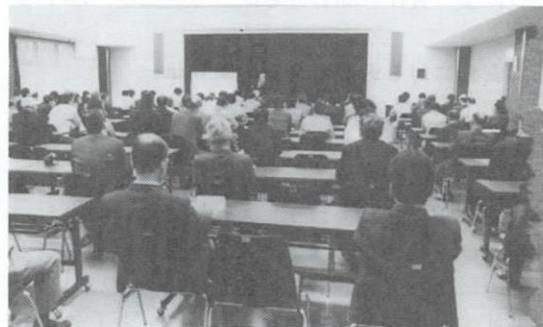
今日労災補償は「労災保険」だけでは間に合わない時代となった。補償問題は発生すれば千差万別である。要は早期解決を図ることである。通常死亡災害の場合1,000～1,500万円と見込まれているが、双方話がこじれると数倍の補償を要求される。発注機関や監督署から補償勧奨がある、いわゆる権利求償である。また第三者介入なども生じて問題を拡大することもある。通例として死亡災害より重度の傷害補償が割高になるケースが多く保険加入のみで安心出来ない。上述した「全免」「減額」のとおり安全管理上欠けることがなければ補償に応ずることはない。事故が発生した場合、作業基準違反とか安全管理の面で虚偽の申告（監督者）をしてはならない。また労災の適用が不明確なものについては「認定」に充分注意すること。例えば自殺か、事故かの問題もある。一時の温情的処理は不必要と心得るべきであるなど種々実例を挙げ強く戒しめた。



建設労働災害防止

研修会を開催

57. 11. 17



11月17日埼玉建設労働者福祉センター大ホールにおいて、建設労働災害防止に関する講演会を開催した。この講演会は当建産連研修指導委員会事業の一環とし、建災防埼玉県支部の協力によって開いた。狙いは、建設労働災害の現状認識と労働安全衛生に対する考え方を身につけるため、講師は建設労働災害防止協会常務理事佐藤智彦氏及び埼玉工業大学副学長武藤義一氏を迎える。前者から「安全施工への一考察」、後者から「人間と科学技術」という各演題でそれぞれ専門の立場でしかも側面から見た災害防止について各一時間語って貰ったもので、以下その要旨を採録した。

両氏の講演の前に列席の小林隆埼玉労働基準局長が立ち、所管の労働基準行政に関し本県における建設労働災害の発生状況並びに安全衛生に係る問題について述べ、今回の講演会開催に感謝の表明があった。

●安全施工への一考察――

演壇に立った講師は過去の職歴並びに現職の立場から本筋の労災問題を置き「現場における安全衛生への一提言を……」と前置きしぬべた。

最近わが国の産業界ではロボット化が進んでおり、その性能は世界の最高水準にあるといわれているが、一方ロボット殺人といわれる意外な事態が発生している。ロボット化といわれても所詮人が介在している訳で一度事故を生ずると人命を失うことになる。建設業にもロボット化、コンピューターの導入が進み、いわゆる機械施工の高度化に伴い新たな災害の発生が問題視されるに至った。先年の大清水トンネル工事現場で発生した大事故は貴重な教訓を残し、その後安全衛生法の改正にまで至った。

災害には盲点がある

建設現場における災害には大小いろいろなものがあるが、発生原因を調べると全く気のつかない或いはうっかりする“盲点”がある。建設業に携わる人は種々の経験とか、過去のよい事例などを参考にして「より安全」「より早く」「より安く」「よりよく仕上げる」ことを心掛けるべきである。私は一つの提言としてあらゆる工事現場に關係する「仮設施工」の改善について述べてみたい。

仮設は作業の宝庫

建設工事には土木、建築を問わず規模、工法が

多様化してきているが、それらに用いる仮説がまたまちまちである。こうした中で仮設器材の応用を考えはどうか。仮設工事は本体を作る前提手段であるから、最も良い器材、方法を選ぶべきで用い方、応用の仕方によって安全の確保は勿論、省エネ、経費の節減をきたすもので、その意味で仮設は作業の宝庫だといわれる。現場に則し、創造性を活かしいろいろの手法を用いて組立をすべきである。仮設の良否は作業能率、仕上りに大きく影響するものである。改善にはいろいろのパターンがあろうが、可能なところから速かに実施すべきである。実施する場合、現在の儘でよいか、他に方法は無いか、譬えば一つのものを縦にしたり横にしたり、逆さにしてみたりすることによって“代用”する考えが大切である。この代用が省力化、低コスト化に大いに役立つものである。

一般に現場仮設の効用は学問的や理論ではなく、実際の経験に基づくものが多く、アイデアが意外なところで効果をもたらすものである。現場で働く人全体がより安全のため英知を出し合うことこそ大きな安全につながるものであると結んだ。

●人間と科学技術

次いで立った武藤氏は人間の死の問題から説きおこし、死が現代科学を生み育てたもの、すべての安全は死からの発想だとして要旨次の如く述べた。

——近年“死”ということが大変騒がれている。これは人間が死なくなつたからである。大昔から近世にかけては種々の理由原因によって沢山の人が非業の死をとげたもので、死そのものを今日ほど問題にしなかつた。

人間と他の動物の違いは……人間は道具を使用

するものといわれる。この道具つまり技術は一万年も昔から存在した。

技術（生存のため）のルーツ

技術のルーツは二つあるといわれる。一つは市民（生活）向けのもの、他の一つは軍事的目的としたものである。市民を目的とするものは生活に供する建物を始め建設的なものであり、軍事的目的としたものは破壊が目的であった。

工学（技術）というものは市民向け、つまり建設的な面から生れ育ったもので、近代文明を興した機械工学、次に電気工学、今日では原子工学などであるが、初期から一貫して発達したものが土木工学である。この土木工学は人間を災害から守り、農耕を盛んにし生活を豊かにしてきた。

災害の観念は時代により変る

昔から災害には天災と人災とがあった。しかしこの区別も時代によって変わるのである。一昔前にはペスト、コレラなどの伝染病は死をもたらすものとして天災と考えられていた時代もあったが、医学の発達によって既にそれらは天災ではなくなった。現代の交通災害も同じことがいえるのではないか。

科学は人間を幸福にするものか、それとも不幸にするものか、考え方によって観念が違うであろう。人間がこの地球上で生存する中で、幸とか不幸とかは環境の良し悪しが尺度となる。環境が人間を幸福にする条件としてまず経済環境、次が教育環境、次いで医療環境、最後に自然環境である。大都会は環境が悪いというが、環境が良いから多数の人間が住みついているのであろう。自然環境に恵まれているからとて山間僻地には人間が余り住みつかない。人が住む環境でないからである。

過密、過疎が問題になるが、過密は環境がよいからである。

科学は天災まで克服してきた。今日人災といわれるものも元をただせば科学の進歩によって生じたもの、これを克服するものはやはり科学でなければならない。人間を幸福にするものは科学即ち技術なのである。（W）



講演会

課題山積

「転換機に立つ日本」

イエスかノーかの選択は国民で

57.11.25 家城啓一郎氏講演から

当建産連は11月25日埼玉建設労働者福祉センターにおいて講師に元NHK解説委員長家城啓一郎氏を迎えて時局講演会を開催した。時恰も新内閣成立の直前——誰がなっても（首相）同じだという声が巷間聞かれるがそれは皮相の見方、実情はそんな生やさしい環境ではないと喝破——“転機に立つ日本”と題し、国の内外難問山積する中の首相の役割、行革、財政再建という重大使命を担う新政府はどのような体制で船出しようとするのか既に行手は荒模様である。舵とりは容易でない。これを乗り切って貰うためには国民全体が相当の覚悟が必要だとして約二時間、要因、課題をあげ内政、外交、経済、教育の各分野にわたり、“イエス”か“ノー”かの岐路に立たされている日本の現状を捉え、行手を示唆する内容であった。

わが国はいま重大な局面に遭遇しており、一つの転機に立たされているという観点から30年余りの記者生活を振り返りながら現状や将来への見通しなどに触れて見たいと前置きし、要旨で次のごとく語った。

——四年ほど前かと思うが英国生れで米国籍を持つケネスホーテンゲという経済社会学者の曰く、人類が地球上に生れて以来予測を含めて三つの大きな転機がある。その一つは約一万年前人類が狩



猟をおぼえたとき、次は五千年ほど前に金属の使用を始めたとき、第三は地球上に糧（食糧）が無くなるときであると、今日地球上の人類を30回で皆殺しをなし得る核兵器を持つ科学文明の円熟期にあるともいっている。さて、わが国は明治維新から50年は専ら富国強兵を国是としてひたすら坂道を登りつけた。逆に第一次世界大戦後は世界的三大強国にのし上った。この第一次世界大戦において勞せずして大金を得て有頂天になったのも束の間、やがて世界的不況はわが国を例外とせず大正7年富山県に端を発したいわゆる米騒動の勃発である。その前年の1917年帝制ロシヤが崩壊し社会主義共産国ソ連邦が誕生、世界に社会主义思想をふりまき、わが国においても小作争議、労働争議が相次ぎ、いわゆる大正デモクラシーと騒われた。これが第一の転機であった。

その後の日本は坂の下の泥溜りに転り落ちたが如く不景気続きの暗い世相に入った。當時世界的不況は経済のブロック化を生み、アングロサクソン系による経済圏を型成、他民族他国を排除するいわゆるブロッキズムが台頭、欧洲においては独伊が、アジアにおいては日本が経済的に締め出し

を受けた。当時の日本は持てる強大な軍備を背景に一つのブロック化を目論み、大陸（中国）へ進出、満洲建国を敢て強行したが、却って米英等による經濟封鎖を受ける破目となり第二次世界大戦に突入、その結果はすべてを失う敗戦という憂目を見るに至った。これが第二の転機である。

戦後30年ひたむきな国民の努力によって米国に迫る経済大国にのし上った。だが果して今後はどうなるかが大きな問題である。明治維新以来50年ひたすら坂道を登りつけ大正初期から50年は転落の途を辿り泥沼に落ち込んだ、戦後30年にして再び上り坂を登りはじめたが、今日また転落への萌しが現われてきた。転落だけは避けたい、せめて現状維持でもよい、出来ることなら上昇気流に乗りたいと願っているが、先々のことは誰にも分からない、不確実とか不透明とかいわれているのである。

過去が通用しない将来

過去は鑑といわれるが、戦後の30年日本は驚異の繁栄をもたらし、更に米国を追い越すとまで言われるこの繁栄はいかなる要因によるかを再検討して見よう。それには三つの要因があり、二つの前提がある。

まず、一つの前提は、わが国の政治が大層安定していたということ。戦後37年間、革新が政権の座に就いたのは僅々1年5ヶ月、これ以外はすべて保守が持続した。しかしこの間問題は無くはなく金権体質を生むなど歪を生じていることも否めぬ事実である。

二つ目の前提は、社会状態が安定していたことである。革新政党ではとかくの批判はするが、“60年安保”以来急速に革新の勢力は減退した。この

間、テロとかゲリラ等に類する小さなものはあつたものの国を挙げての治安問題としてニュースにのぼったものはなかった。

次に、三つの要因とは、第一は保守政権によつてなされた経済運営が比較的うまくいったからである。幾度か革新からの突上げはあったもののその後数度の選挙において多数の国民は政治の変革を求めなかつた。しかし、これからはこのまま保守に委ねるか、或いは一つの改革を求めるか、果してどう移り變るかが課題である。

二つ目の要因としては、内政上の問題である。これまで生活或いは事業をとりまく環境の中で民主国家として生れ變るため多くの民主的制度を導入してきた。地方自治に、労働問題に又は教育制度等々であるが、将来このまま持続してよいものか、また続けることが可能かどうかということである。

三つ目は、日本が国際社会の中でどこの国とパートナーシップをとつたらよいかということである。米国とはこれまで選択の余地のなかつたほど緊密な関係を持続してきた。しかし、今日このごろ難しい経済摩擦が生じている。これをどう処理するかが新しい課題である。

破局回避への途

戦後の30年、経済、内政、国際問題ともに一角の評価すべきものはあるが、将来に向けなすべきものは何なのか。まず現況はどうかを見ると、景気の面で個人消費の伸びはというと見通しは暗い。次に企業の設備投資はというと一部先端技術関係を除き素材産業関係は大きく落ち込んで、業種間格差が大きくなっている。大企業は曲りなりにも続けようが、日本経済の底力となっている中小企

業筋にかけりが出始めている。また投資に地域間格差が出ており北海道、九州地方で特に強く現われ行き展望は暗いものがある。

次に輸出の面では、過去十ヵ月共に前月同期比赤字である。今までに無かったことである。世界的不況のあおりである。輸出を伸ばそうとすれば相手国から見返り輸入を求められる。米国でも輸出に関し相互主義を要求してきている。こうした相互主義が先進国といわれた国々から世界的風潮になりつつあるとき、日本のみが拒み続け得るか、拒むということは孤立することとなる。諸外国から孤立するということは過去を顧るまでもなく怖いことである。経済的孤立もさることながら、さらに怖いのは情報における孤立である。一秒で電波は世界を馳巡る時代である。速いことと同時に情報を正確にキャッチすることが大切である。過去の日本は孤立から脱却するためしばしば武力を用いたが今はそれが出来ない。求められるのは国際協調である。これが裏腹となって貿易摩擦として現われているのが今日の姿である。実際問題として物質的豊かさと、高技術、高性能の中で生れた品物が満ち溢れており、敢えて外国品の輸入を要しないのであるが、農産物をはじめとする輸入増、関税の引下げを要求されている。標になっている牛肉、オレンジの自由化は国内畜産業界、ミカン栽培農家は壊滅的打撃を受けると反対の烽を上げている。米政府にも諮詢したいことは日本の畜産が無くなったらその飼料の八割以上を米国産に頼つたが、果して飼料業界はどうなるかと……。往時バナナ輸入の自由化に際し国内リンゴ生産農家の猛反対に及んだが、抗しきれずその後リンゴ生産農家は品種改良を続け今日共存している現実もある。

ることを一つの教訓として考えてみたい。そこでわが国の勤勉な農家は外圧を英知によって克服し得るのではないかと。

次は財政であるが、いま財政再建は大きな問題になっている。現在の不況並びに歳入欠陥は世界的な不況によるとする政府答弁は現実なものとして客観的に見て正しい、ただし、見通しを違つた政府の責任は追及されるべきであるが、いまの日本経済は首相の交替ぐらいによって解決し得るものではない。何んとしてもこの危機の克服が当面の課題である。それには歳出削減、増税、国債の発行の三つを併行して行なわれるだろうが、どれを優先し、どれを重点的に進めるかにある。これがまさに行政改革である。これに取り組んでいるのが臨調である。

それらを観点に換えて述べると、いまマスコミニアの間で、A、B、C、D、Eと言われる事柄これは太平洋戦争時のABC D包囲に準えたものでAは行革、Bは予算、Cはロッキード裁判、Dは貿易摩擦と防衛、Eはエコノミー、教育及び選挙を指し当面の最大課題とするものである。臨調の元締土光さんは行財政をこのまゝに放任すれば昭和63年にはどうにもならなくなると危惧を訴えている。行政規模を出来るだけ縮小して歳出の抑制は今行なわなければならない。また経営の神様ともいわれる松下幸之助さんは——今日の日本の状態は百年か二百年に一度のものでまず我慢すべきである。打つ手は打って嵐の過ぎるのを待つほかない。いずれにせよ国民に求められることは、「サービス（行政）の減退」をとるか「増税」か「借金（国債発行）」かのいずれを探るかの岐路に立っているのである。

「埼玉の建設産業」 ポスターコンクール 入選作品決まる

57.10.23

当連合会広報活動の一環として埼玉県教育委員会並びに埼玉新聞社の後援を得て、「埼玉の建設産業」をテーマとしたポスターコンクールを開催した。

このコンクールは小・中学校児童、生徒の創作活動を通じて、県民全体に建設産業に対する理解と協力を求めるとともに、若い人達に魅力ある建設産業をアピールする目的で開催したものである。

7月初旬、県内の公立小・中学校1,077校に応募を依頼し9月30日に締切った。総応募点数は1,133点に達し、10月22日に審査員による審査を行い、10月23日広報委員会の議を経て、金賞20点、銀賞30点、銅賞40点、佳作7点の入選作品を決定し、10月27日、埼玉新聞紙上に発表するとともに関係学校長に通知した。

本年で4回目を迎えたポスターコンクールも今回は応募点数、学校数ともに最高を記録し、色彩もよく、構図も建設産業を幅広く捕えたものが多く、充実した作品が目だった。

このような催しで埼玉の建設産業を徐々にではあるが、県民が認識し理解を深めるとともに、建設産業のイメージアップに役立てば幸である。

御後援をいただきました県教育委員

会ならびに埼玉新聞社をはじめ審査をいただきました両先生、関係各位に深く感謝するとともに厚く御礼申し上げます。

審査員

埼玉県教育局指導課指導主事

角田眞一

行田市立行田中学校教頭

中村善之助

最優秀金賞

〈小学校の部〉

門田篤史(越谷市立蒲生小学校6年)

【評】躍動的な優れた作品である。必要な部分だけを大胆に取り入れた構図で、機械を作成する真剣な作業員の様子がよく描かれている。青空にこだまする力強いエンジン音が聞えるようだ。機械と青空の色彩がよく調和している。

森泉和宏(大宮市立大宮南小学校4年)

【評】ポスターとして優れた作品である。力強い建設従事者をシンボルに高層建築を配した構成がすばらしい。色彩も鮮かで、安全色の黄色の帽子が印象的である。

〈中学校の部〉

村山定生

(熊谷市立富士見中学校2年)

【評】作業を指揮している人物が中学生らしく親しみのある描き方で、遠くの人との関係もたくみに描かれている。配色もきれいで明るく健康的な作品である。

今喜多千香(所沢市立中央中学校2年)

【評】色数を少なく、形を単純化することにより、単純明快な作品となっている。

画面を暗青色の寒色でまとめ、ブルドーザーを茶色の暖色とし、変化と夕方に作業する雰囲気までだそうとしているのがよい。

◇小学校の部

【金賞】

本松勇治(越谷市立蒲生小6年) 村田久行(越谷市立蒲生小6年) 本松勝治(越谷市立蒲生小4年) 佐久間恵一(越谷市立蒲生小5年) 斎藤克明(越谷市立蒲生小4年) 佐々木義和(白岡町立大山小6年) 林幸夫(白岡町立大山小6年) 上村勉(大宮市立大宮南小4年)

【銀賞】

金子幸恵(越谷市立新方小6年) 山崎由則(飯能市立加治小6年) 中井賢一(蕨市立西小5年) 西村愛(入間市立藤沢北小6年) 小野寺千秋(蓮田市立蓮田南小6年) 中沢寛仁(蓮田市立蓮田南小6年) 内田貴子(大宮市立大宮南小4年) 佐々木賢一(白岡町立大山小6年) 安野裕司(白岡町立大山小6年) 蒔田邦治(越谷市立蒲生小6年) 関口孝浩(越谷市立蒲生小6年) 武内良輔(越谷市立蒲生小5年) 石崎智也(越谷市立蒲生小4年) 野口智子(越谷市立蒲生小6年) 森山純(越谷市立蒲生小6年)

【銅賞】

木村雅紀(白岡町立大山小6年) 黒川英嗣(白岡町立大山小6年) 村上剛大(春日部市立緑小4年) 吉野利幸(川越市立高階小5年) 戸田裕之(大宮市立大宮南小4年) 高田純子(蓮田市立蓮田南小6年) 高根真吾(越谷市立新方小4年) 沢口悦子(越谷市立蒲生小6年)

6年) 岡戸衛(越谷市立蒲生小6年) 立花良子(越谷市立蒲生小6年) 大橋清美(越谷市立蒲生小6年) 小林美春(越谷市立蒲生小6年) 木村ふみ代(越谷市立蒲生小6年) 赤羽郁雄(越谷市立蒲生小5年) 武安典代(越谷市立蒲生小6年) 庄司裕加(越谷市立蒲生小6年) 庄司千加(越谷市立蒲生小6年) 秋元貴子(越谷市立蒲生小6年) 立沢貴志(越谷市立大相模小4年) 高橋喜徳(寄居町立用王小6年) 渡辺三津雄(新座市立新開小4年) 関根隆司(八潮市立第四小4年) 近藤史子(吉川町立栄小4年) 細田直美(白岡町立青我小5年) 駿河輝直(坂戸市立泉小4年) 柳田佳代(越谷市立蒲生小6年)

◇中学校の部

【金賞】

黒澤正夫(所沢市立中央中2年) 南口美穂(所沢市立中央中2年) 小沢弘幸(所沢市立中央中2年) 越阪部きよみ(所沢市立中央中2年) 木村憲一(所沢市立中央中2年) 大沢裕子(熊谷市立富士見中2年) 大久保洋(熊谷市立富士見中2年) 加納潤子(鶴ヶ島町立藤中1年)

【銀賞】

鈴木あゆみ(所沢市立中央中2年) 伊藤晴代(所沢市立中央中2年) 荒川建治(川越市立大東中2年) 引間隆之(熊谷市立富士見中2年) 納見信喜(熊谷市立富士見中2年) 島山京子(熊谷市立富士見中2年) 雪野真一(熊谷市立富士見中2年) 松尾圭子(熊谷市立富士見中2年) 藤倉香(熊

谷市立富士見中2年)湯本梨花枝
(熊谷市立富士見中2年)若林正美(熊谷市立富士見中2年)田中義幸(鶴ヶ島町立藤中3年)鈴木健永(鶴ヶ島町立藤中3年)佐藤充代(鶴ヶ島町立藤中2年)杉浦知美(鶴ヶ島町立藤中2年)

【銅賞】

玉木秀子(鶴ヶ島町立藤中1年)鈴木なおみ(鶴ヶ島町立藤中2年)斎藤千鶴子(鶴ヶ島町立藤中2年)西山哲男(鶴ヶ島町立藤中2年)権上永一(鶴ヶ島町立藤中3年)橋爪完知(鶴ヶ島町

立藤中2年)及川恭子(鶴ヶ島町立藤中1年)矢沢洋之(鶴ヶ島町立藤中1年)小笠原康之(鶴ヶ島町立藤中2年)小山淳(鶴ヶ島町立藤中1年)藤田健一(春日部市立武里中1年)原口智(熊谷市立富士見中2年)梅崎幸子、(熊谷市立富士見中3年)今井恵子(熊谷市立富士見中3年)佐藤裕喜(熊谷市立富士見中2年)森村桂(熊谷市立富士見中2年)遠山英司(熊谷市立富士見中2年)横田礼子(熊谷市立富士見中2年)大江恭子(熊谷市立富士見中2年)清水聰子(熊谷市立富士見中2年)



村山君の作品



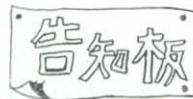
門田君の作品



今喜多さんの作品



森泉君の作品



昭和58年度経営事項審査及び昭和58・59年度建設工事等指名競争入札参加申請の日程

1. 経営事項審査・建設工事指名参加(県内業者)

埼玉県

対象業者					受付期間
法人企業	川口市	浦和市	与野市	蕨市	1月10日～14日
	戸田市	鳩ヶ谷市	朝霞市	志木市	2月4日
	和光市	新座市			2月7日
	大宮市	鴻巣市	上尾市	桶川市	1月17日～21日
	北本市	川越市	所沢市	狭山市	2月8日～9日
	富士見市	上福岡市	北足立郡		
	飯能市	入間市	坂戸市	東松山市	1月24日～25日
	秩父市	本庄市	熊谷市	深谷市	1月27日～28日
	入間郡	比企郡	秩父郡	児玉郡	2月10日
	大里郡				2月14日
行田市	加須市	羽生市	岩槻市		1月31日
	春日部市	草加市	越谷市	八潮市	2月1日～3日
	三郷市	久喜市	蓮田市	北埼玉郡	2月15日～16日
	南埼玉郡	北葛飾郡			
個人企業(全域)					2月17日～18日 2月21日～22日 2月24日～25日 2月28日

2. 建設工事指名参加(県外業者)

3月3日～4日

3月7日～11日

3月14日

3. 建設工事に係る調査・設計・測量業務、土木施設維持管理業務並びに建設資材納入の指名参加。

3月15日～18日

3月22日

3月24日～25日

●異国で見る風土習慣●●●

カナダ旅行「見たままの記」

小池恭平

(社)埼玉県空調衛生設備協会会長小池恭平氏は夫人と共に七月下旬、三女恭子さんの嫁ぎ先、北米カナダのケロナ市を訪づれ約50日滞在、9月4日帰国されたが、このほど訪問地「見たままの記」を本誌に寄せられた。

今度の小池さんのカナダ訪問は初孫の誕生を機会に招かれたもの、恭子さんの夫君中守夫さんは日系三世のカナダっ子、同市でダクトの製造工場を経営する青年企業家、恭子さんとの結びつきは恭子さんのカナダ旅行が縁とか。50日間異境の暮して聊か退屈したと洩らされるが、好きなゴルフを勘能されたうえ、初孫を抱く“ひげさん”的姿彷彿とするものがあって微笑ましい……。(W)



カナダは高緯度の割合に暮しよいと聞いていたが、夏分は1日の3分の2が太陽の下にあるので行った当座は生活のテンポに馴染めずとまどうほどであった。広大な国土の割に人口は少なく、国民の大半は英・仏系で黒人の姿は見かけなかったが、原住民カナダインディアンが街のそこかしこに屈託なさそうにたむろしている姿が見かけられた。行政は州が中心で州ごとに特色をもっているといわれ、全般に生活態度がおおらかで、一見豊かな生活を営んでいるかに見えた。

カナダ政府は早くから原住民カナダインディアンの狩猟を禁じ、その代償として広大な土地を画して居住区として与え、かつ一定額の生活費全額を国が負担して支給する制度を続けており、その数凡そ20万人といわれる。こうした原住民対策により彼等は日常なすこともなく気儘な生活を送っている。政策としての良し悪しは別として一個人の民間として考えた場合(日本人の感覚から)何んとも割切れない感じがした。

高層建築のない整った街並み

さて、ケロナ市はカナダ西部の要衝バンクーバーより東へ約500キロ。地点にあり、夏は27~8度(C)、冬は零下20度まで下るが、雪はさほど多くない。市の人口は5万ほどで愛知県春日井市と姉妹都市を結んでいるといわれ、近年日本からスキーなどに多くの人が訪づれるといわれる。山の樹木は松杉が多く不思議と幹の曲ったものが見当たらない。街には高層建物は一つもなく、デパートも平家建てである。土地が広々としていることから自家用自動車が欠かせないことから、街には各国の自動車販売会社、スーパーストア、モーテル、ガソリンスタンドの多いのが目につく、近くに立派なゴ

ルフ場が2ヶ所もある。街並みにはネオンや大きな広告、派手な看板が全くない。街行く人々の服装は全般に質素である。街を走る自動車は自家用車、キャンピングカーがやたらと多く、大型トラックやダンプカーなどは殆んど見かけない。大型な道路工事の現場があったがトラックや工事用車輌が見当たらず奇異に感ぜられた。景況は全般に不景気で、度合いは日本の比でないといわれ、新築中の家など一軒も見かけなかった。

住宅は木造プレハブ化

住宅建築はプレハブのツーバイフォー工法が普及し、郊外の住宅は軒並みそれである。材木店にはそれらプレハブ部材が山と積まれ需要を待っている。板材、角材などは殆んど売れないとのこと。自動車は日本製の人気が圧倒的で、他国車は不振で倒産会社が多いといわれていた。

どこも自動車の買出しのためスーパー、マーケットの駐車場はいつも満車、場内では買物車を押しながらメモを見てあれこれ一週間分位い買い求めるそうである。物価はおしなべて高くないようであるが一週間も買い置きのための買出しとはさすが生活方式の違いかと感じ入った。

スポーツはレジャーとして大衆化

市民全体がスポーツを楽しみ、立派なフットボール場や見事な室内アイスホッケー場があり、いつもプレー順を待つほどの盛況で、しかも夜間楽しむ者が多いのも特長。ゴルフ場は近郊に2ヶ所あるが、普段は退職したと思われる老人が多く、婦人もまた多く楽しんでいる。プレーは早くハーフ2時間以内。「日本では女性もゴルフをやるか」「日本にはゴルフ場が何ヶ所位あるか」など問われ、最近の普及状況を説明(上手に話せないが)、

何とか納得させた。プレーに用いるゴルフカートはどこのゴルフ場もヤマハ製である。だが多くの人達はカートを自分で引いたり若い者は走っている。老人はティンショットをミスすると必ずもう一度打直しをすることになっている。ボールを大切にするのに驚く、見つかるまで、ときには仲間共々探している。調子よく打つと“ベリーグッド”と誰彼なしにほめてくれ親しさを増すのも嬉しいものである。

この国の人々の休暇は普通1年のうち1ヶ月位が連続でとれる。夏の避暑地のモーテルはどこも満室で、それも家族づれでやってくる。街の近郊に大きな湖がある。長さ100㍍巾3~5㍍もある大きなもの、ところどころにピーチがあり、キャンピングカーがところ狭しと並んでいる。湖水には泳ぐ人、モーター舟で走り回る者など終日気ままに楽しんでおり、長い人は1ヶ月も滞在するといわれている。大きな湖だが魚は余り釣れない。カナダは魚の宝庫と聞いたが湖は違うらしい。私は数回出向いたが2~3時間位いで2~3匹、(主に鱒の一種)程度で期待はずれであった。

近郊は豊かな農・住混在

街の郊外は住宅や農園、牧場地であるが、住宅は全部木造、広い芝生を持っているが殆んど水の切れないよう散水している。土地一帯が砂地のため街路の植込み等まで散水は欠かせない。使用する水の量も大変であるが、料金は計量器なしの年払い制度になっており一年間の料金は普通で2万円位。水の豊富なところならではの感一入である。

住宅の前にはどの家もキャンピングカーとモーターボートを置いている。生活の必需品になって

いるとさえ思われる。長い冬のため暖房設備は整っているが、最近省資源といつても主に石油の節約ということから、薪を燃料として使用を奨め、政府の山を解放し自由に伐採を認め、しかも無料である。

一戸建の住宅を持てない人は、間口7㍍、奥行き17.8㍍規模の箱型プレハブを求め借地に置く、(建てる)。地代は割合に高く月2~3万円、移転は簡単なため建物ごとに移居する。その空地には次の借地人が移り住む。借地はそのため水道など施設は備わっていて真に簡便である。又売家も多く適當なものを見つけては買換える。従ってこの住宅地には永住する者は極めて少ないと。

農園はリンゴの産地でもあり2種類ほど、さくらんぼも産し、粒が大きく実に美味である。野菜類は日本と殆んど変わりない。茄子、胡瓜、トマトなど実に味よくすべて露地でのハウス栽培は行われていない。



豊かさの中の歪

世帯にあっては夫婦共働きが大半で90%が別々の職場で働いている。従って収入もかなり多いようで豊かに見える。反面家庭内にあっては共働きなるが故に子弟の指導が行き届かず青少年の素行が問題視されていること、また、離婚率が大変高いことも特異の現象と聞くが、豊かな生活から起る一種の社会的歪なのだろうか……。一面それらの現象とはうらはらに近隣家庭間では日常相互に訪問し合い自由気儘に談笑し時を過すなど、近親感は格別なものである。

嬉しい習慣の数々

余談になるが、——このたび孫の出産で訪れたのであるが、所変れば何んとやらで、社会習慣の違いで驚いたことを紹介したい。

市民の家庭で子供が生れ出生届を済ますと、市長及び州知事から署名入りの祝いのメッセージが贈られて来る。地元の新聞にも出生が両親の名入りで報道される。また、ある団体から祝いとして絵皿が送られてきたが、それには鳩時計が描かれ、しかも出生の時刻を正しく指しているには感心した。また、贈られたベビーベットには生れた年月日が記入された立派なものであった。こうした心遣いにより受けた祝いに対し“お返し”はしなくてよいことになっており、サンキューカードで万事済ませることになっているといわれる。出生時の産湯は“へその緒”がとれてから医師の指示によって行う、赤ん坊を寝かせる時はうつ伏せにするなど習慣とはいえ奇異に感ずることはばかり、しかしこれも異国に旅した土産話しの一つでもあった。

会員 人事往来

- ①所属団体名 ②役職名 ③氏名年令
④住所 ⑤受しょう区分 ⑥受しょう年月日
⑦功績



①社団法人埼玉県建設業協会
②前副会長 ③宮沢源三郎(70才)
④浦和市針ヶ谷1-23-4
⑤勲五等瑞宝章 ⑥昭和57年
11月3日 ⑦多年にわたり建設業の振興に尽力され、関係団体の役員として業界発展のため多大の貢献をされた。



①社団法人埼玉県建設業協会
②副会長 ③清水茂三(65才)
④坂戸市南町12-7
⑤黄綬褒章
⑥昭和57年11月3日
⑦多年にわたり建設業の振興に尽力され、関係団体の役員として業界発展のため多大の貢献をされた。

新入会会員の紹介

社団法人 全国電話設備協会埼玉地方部

事務所 大宮市浅間町1-4-4

地方部長名 横田充穂

構成 30社

主なる事業 1 構内交換設備及び内線電話機並びにこれ等の附属設備に関する調査研究

2 会員並びに電気通信技術者の技術の向上、改善及び指導

3 会員相互の親睦と福祉の増進

事務局 浜田三千男

電話 0486-42-5771(代)



理事会・委員会便り

昭和57年第3回理事会 昭和57年10月28日開催

議事事項

1 新入会団体の承認について

(1)全国電話設備協会埼玉地方部の入会について審議した結果、全員の承認を得た。

なお、入会は昭和57年10月1日からとする。本年度分の会費については会長に一任することで全員の了承を得た。

2 管理運営委員の選任について

管理運営委員会委員皆川浩吉理事の退任に伴う管理運営委員の欠損補充について審議した結果、(1)全国鉄構工業連合会埼玉県支部長大倉富士雄が選出され、同委員会委員に決定した。

3 58年新年賀詞交換会の開催について

58年新年賀詞交換会の開催について協議した結果、正副会長に一任することに決定した。

4 建議について

安藤副会長から9月2日に埼玉県知事に陳情したことを報告し、全員の了承を得た。

5 「建産連ニュース」第15号の発刊について

小山副会長から「建産連ニュース」第15号の発刊、58年カレンダーの作成、本年度開催のポスターコンクール審査結果について説明し、全員の了承を得た。

6 研修事業について

今西副会長から、9月24日に成人病に関する講演会を開催したことを報告するとともに、今後の予定として11月17日に建設労働災害防止研修会、11月25日に時局講演会を開催することを説明し、多数出席されるよう依頼した。

7 労務資料対策について

川合副会長から、この会議終了後開催する「建設労働者の雇用改善を推進する会」並びに11月9日開催の「建設労働災害の責任と補償」講話会、12月10日開催予定の技術革新シンポジウムについて説明し、多数出席されるよう依頼した。

8 建産連会館入居分担金について

来年度建産連会館の入居分担金を若干増額したい。具体的には管理運営委員会で審議したあとあらためて付議することとした。

このあと副会長川合大氏が建産連推せんにより、来る11月14日知事表彰をうけることに決定したことを会長から報告した。

広報委員会 昭和57年9月2日開催

建産連ニュース第14号の編纂、発刊、第15号の編纂、カレンダーの作成、ポスターコンクールの開催について協議した。

広報委員会 昭和57年10月23日開催

建産連ニュース第15号の編纂、ポスターコンクールの審査結果、カレンダーの作成について協議した。

管理運営委員会 昭和57年11月16日開催

「建設雇用改善室」の入居、入居分担金の増額、センター和室等の改修、設備点検業務、管理運営の現状について協議した。

会員 だより

(順不同)

全国建設業労働災害 防止大会開催

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

全国建設業労働災害防止大会（第19回）が10月14、15の両日にわたり東京において行なわれ、出席者は3,000名をこえた。

第1日目は、全国勤労青少年会館（中野サンプラザ）において大会が行なわれ、開会前男女学生による新体操が行なわれたあと、開会のことば、主催者挨拶、労働、建設両大臣による祝辞、続いて個人賞事業賞の表彰が行なわれ、当支部からは、個人賞として功績賞2名、職長賞4名、団体賞として事業場賞13、事業者賞7が受賞された。次いで、安全の誓いのあと、特別講演として労働省松井労働基準局長、記念講演として評論家草柳大蔵氏より夫々練達にして豊富なるお話があり盛況裡に閉会した。

翌第2日目は、建築部会は読売ホール、土木部会は第一生命ホールに分れて、夫々事業場安全担当者、現場所長、評論家、大学教授などの研究発表、講演、映画などが行なわれた。

なお、当支部会員の参加者は85名であった。

浄化槽技術者の 資格問題について

社団法人埼玉県浄化槽協会

永い間、待たれた「浄化槽法」の成立によって、特に浄化槽技術者の資格問題が非常な関心をもたれていますが内容は大略次のようなものです。

◎浄化槽設備士

浄化槽設備士の資格取得には次の三つの方法があります。

- (1)建設大臣の行なう浄化槽設備士試験に合格した者。(法第42条、43条)
- (2)管工事施工管理の技術検定に合格後認定講習を修了した者。(法第42条)
- (3)特例免状の交付を受けられる者。(同法附則7条)

◎浄化槽管理士

浄化槽管理士の資格取得には次の三つの方法があります。

- (1)浄化槽管理士試験に合格した者。(法第45条、第46条)
- (2)厚生大臣認定講習会を修了した者。(法第45条)
- (3)特例免状の交付を受けられる者。(同法附則8条)

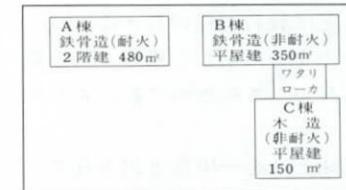
なお現有資格の切換え方法、事務委託機関、国家試験関係事務委託機関等については、省令、規則等の決定後になりますが、情報としては逐次伝達の方法を講ずる予定であります。

定期報告制度について(5)

財団法人埼玉県建築住宅安全協会

前号に定期報告の対象物件を一覧表で掲載しましたが、今回は、特殊建築物について図解します。

(例1)用途……幼稚園



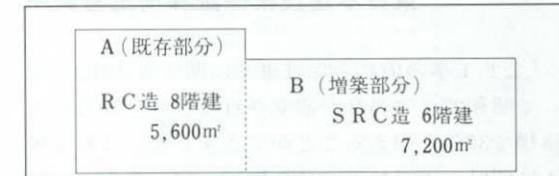
B棟、C棟が
それぞれ対象となる。

(例2)用途……病院



新館のみが対象となる。

(例3)用途……百貨店



A・Bを合せて1棟とみなして対象となる。(ただし、AとBが渡り廊下でつながれているようなときは、それぞれ別個に対象となる。)

このように、建築物の場合は、棟毎に対象となるか店を判断し、報告書も棟単位で提出して頂くことになります。

営業責任者研修会を 文殊寺にて坐禅修行

埼玉県コンクリート製品協同組合

当組合の営業委員会では研修の一環として去る10月25日江南村にある日本三体文殊の一つとして知られている武州野原の文殊禪寺において各社の営業責任者参加のもとに般若心経の教えにふれ、心身を清め結伽趺坐の姿勢で坐し、繰返すこと数回仏道の厳しさとありがたさを改めて教えられた次第です。

禪の教える三昧とは心一境性と訳されて、「気持を乱さずに心を一事に集中する」ことだそうですが我が業界の苦境打破の為にも、組合員各社の結束が要求される今、営業マンは今回の体験を是非活かして組合事業の遂行の一助になればと思っております。

設立30周年を迎えて

東日本建設業保証株埼玉営業所

「公共工事の前払金保証事業に関する法律」によって昭和27年に当社が設立されて、昨年10月にお陰様で30年を迎えることができました。これも偏々に国県、市町村等の発注機関、建設業界、金融機関各位のご理解とあたたかいご支援の賜と心からお礼申し上げます。

ご承知のとおり当社は、金融面のパイプ役としての前払金保証業務のみならず、地方還元預託制度、経営講習会の開催、経営相談コーナーの営業所窓口の設置、建設業景況調査の実施、オートス

ライドの貸出等各種のサービス業務に現在注力致しております。

当埼玉営業所としましても、所員一丸となって今後とも、皆様に一層身近な保証会社を心掛け、建設業界の健全な発展に貢献してゆく所存でございますので、倍旧のお引立てをお願いする次第であります。

第8回全国支部事務局 連絡会議開催

社団法人 日本塗装工業会埼玉県支部

社団法人日本塗装工業会では第8回全国支部事務局連絡会議を埼玉県支部が開催地と指定され、去る9月28日(火)～29日(水)2日間全国でも初の埼玉建産連会館で、各県支部の事例発表と支部事務局はどうあるべきか、を討議方式において熱心に討議され有意義のうちに終了した。当会館内も見学され他県にも類を見ない素晴らしい会館と感嘆された。

都道府県47全国支部事務局、宿泊地秩父農園ホテル、秩父無形財祭りばやし披露、長瀬ライン下り等埼玉県内観光し、好意に感謝されております。

出席者(社)日本塗装工業会々長 高橋
" 専務理事 荒木
" 常務理事 高橋
" 理事 松沢
" 埼玉県支部長 内藤
" " 副支部長小築
" " 井上
" " 梶本

埼玉県相談役	堀
" 役員	鶴殿
" "	中
" "	鈴木(春)
" "	高岸
" "	菅谷
" "	山田
" "	中村

昭和57年度「違反建築・違反宅造をなくして住みよいまちづくり運動を実施

社団法人埼玉建築士会

主催、埼玉県・特定行政庁・市町村(特定行政庁を除く。)及び(社)埼玉建築士会、協賛、(社)埼玉県建設業協会外9団体で去る10月11日～10月20まで10日間、全県的に実施しました。

運動の内容は、ポスター・立看板及び懸垂幕の掲示・広報車による巡回宣伝指導等並びに、10月14日には、違反建築及び違反宅造の一斉公開建築パトロールが実施されました。

一斉公開建築パトロールの実施結果は、建築工事現場等の点検件数1,238件において、その主な項目は、違反建築物件数64件、事項別違反件数83件、確認表示未掲示建築工事現場件数343件、是正指導件数46件ありました。

また、法令説明会を県下20会場で開催し、1,318名が参加され、建築無料相談所を県下5会場で開催しました。

日本造園建設業厚生年金基金へ加入のおすすめ

社団法人埼玉県造園業協会

現在、日本は急速に高令化社会をむかえようとしています。平均寿命男子73.8才、女子79.1才は世界第2の長寿国です。大変よろこばしいことですが、反面ますます老後の対策が大切になってきました。また財政危機を反映して、国の厚生年金の先行きも必ずしも安定していません。さらに高令化社会を控えて退職金制度の確立と、その資金の事前の積立が急務となっていました。

このようなニーズにこたえるものとして、現在脚光をあびているのが、厚生年金基金という制度です。この制度を一言でいうと、国の厚生年金の一部（報酬比例部分）を基金に移し、さらにその上に、全額事業主負担の掛金（損金扱い）を上のせして、これを源資として、国の厚生年金より約5割増の給付を基金独自の加算金として支給するというものです。また基金設立によって、個々の企業ではなかなか実現困難な、住宅融資制度や保養施設の設置など福祉厚生面での充実をはかることができます。

現在、日本には1,000を超える基金が設立されており、厚生年金被保険者の4分の1（617万人）の人たちが基金に加入しています。業界単位で設立されている基金（総合基金）は262にも達して、大部分の業界で基金をつくっているといえます。

造園業界においても、数年前から日本造園建設業協会を母体として、基金設立の努力が積み重ねられてきましたが、現在の加入同意者が6000名を超え（埼玉県では19社、351名）新春早々にも設立

という段階を迎きました。

基金は、加入者が多ければ多い程その制度内容もより良くなっています。基金設立の最終段階にあたり、まだ加入ご検討中の会員さんには、これを機会にご加入されることを県協会としておすすめいたします。なおくわしいことは、協会事務局または、埼玉県内の皆様の加入のお世話を担当いたします。日本信託銀行年金営業課（電話 03-272-1261番）にお問合せて下さい。担当者が会員の皆様のところまで出掛けでご相談することになります。

鉄筋コンクリート技術 講習会開催

社団法人埼玉建築設計監理協会

当協会主催による「鉄筋コンクリート技術講習会」が11月26日（金）午前9時30分より午後4時30分まで、埼玉県農林会館の4階会議室に於て、参加者100名で開催された。

内容については「鉄筋コンクリート造既存建築物の耐震補強方法」について、広沢雅也氏（建設省建築研究所第3研究部長）、篠沢清見氏（元建設省建築研究所第4研究部長）・2名の講師によってスライドフィルムの実例を見ながら長時間講議が行なわれた。

尚、後援は埼玉県建築指導課・（社）日本建築学会関東支部埼玉支所・（社）埼玉建築士会・（社）埼玉建築士事務所協会・（財）埼玉県建築住宅安全協会・そして岡部株式会社の御協力を頂きました。

第7回建築士事務所 全国大会大阪で開催

社団法人埼玉県建築士事務所協会

（社）日本建築士事務所協会連合会では、地元（社）大阪建築士事務所協会の協力を得て、あしたを築く日事連—その使命と行動—を大会テーマに第7回建築士事務所全国大会を去る11月18日から20日までの3日間、大阪市大阪ガーデンパレスにおいて全国から建築士事務所主宰者等800余名を集めて盛大に開催されました。

大会の日程は、第1日目開会式・分科会、第2日目本会議、記念祝典、記念講演会、第3日目エキスカーションと多彩にわたっておりましたが、就中分科会においては、下記課題が熱心に討議され極めて意義深いものがありました。

なお、本会からは岩堀会長ほか16名が参加いたしました。

第1分科会：建築士事務所の社会的責任と権限

第2分科会：「日事連」の法的確立は可能か

第3分科会：まちづくりと建築士事務所



県主催に係る測量作業の 合同研修会の実施について

社団法人埼玉県測量設計業協会

この度、県当局の特段の御配意により協会の長い間の懸案事項であった県当局との合同研修会が県建設管理課の特段の御配意により県主催として県の関係出先機関と当協会会員の測量作業に係る合同研修会が次のとおり実施され非常に有意義な実効的に多大なる成果を得ることができ大成功を納めることができ協会として深く県当局に感謝いたしております。

この研修会で学び得た提案されたすべての問題点について実務に活し会員の資質の向上に大いなる期待と成果をあげ得ることを確信している。

記

日 時	会 場	地区別	出 座 数			備 考
			県関係	協会関係	計	
9月6日(木) 13時～ 17時	川越県民センター	西部地区	15	38	53	
9月9日(木) 13時～ 17時	越谷県税事務所	南部地区	34	41	75	
9月10日(金) 13時～ 17時	建 産 連 会 館	中部地区	21	31	52	
9月13日(月) 13時～ 17時	熊 谷 福 祉 会 館	北部地区	8	34	42	
計			78	144	222	

研修テーマ

- 現在の歩掛の内訳説明（運用方法）。
- 発注者側より質問及び問題点の提出。
- 受注者側より質問及び問題点の提出。
- 問題点の検討。

技能士養成の為の教育指導を実施 埼玉県建設大工工事業協会

昭和57年度後期技能検定試験を下記の通り実施致します。

主催 埼玉県立中央高等職業訓練校

(社)日本建設大工工事業協会埼玉支部

記

実技講習 昭和58年2月21日

AM 9:00～PM 5:00

場 所 埼玉県立中央高等職業訓練校

上尾市戸崎字氷川975番地

受 講 者 83名

学科講習 昭和58年2月13日

AM 9:00～PM 7:00

場 所 埼玉建産連会館センター

浦和市鹿手袋597番地 受講者81名

学科試験 昭和58年2月20日

実技試験 昭和58年2月25、26日

場 所 埼玉県立中央高等職業訓練校

上尾市戸崎字氷川975番地

今年の念願

社団法人 全国鉄構工業連合会埼玉県支部

昭和56年6月、鋼構造物工事に対する建設大臣告示第1103号が発令され、住指発第220号によって、私達、業界の社会的な地位が確立され、法の規制のもとに関連団体の方々の深いご理解と温かいご協力によって、建設業界に強い一步を踏みだせる事が出来ました。

ある意味で私達の業界は、建設業の一員であるにもかかわらず、野放しの状態で何らの規制を受

けていないのが実情がありました。

この機会に私達は、告示のもつ意味を充分に理解し、遵守することによって、各位のご理解を深め業界に貢献して行きたいと存じております。

今後あらゆる機会をとらえ、大臣告示の真意を関連の方々にご理解いただけるよう、PR運動を広げ業界のより一層の発展を念願いたしております。

全組合員にお願い

埼玉県内装仕上工事業協同組合

協同組合の皆さん、おめでとうございます。

昨年秋理事長をお引受けしてから心ならずも、何等仕事らしき仕事もしないまゝ、年を越してしまいました。

新年からは心を入れ替えて、業界の発展の為に活躍したいと考えて居ります。手はじめに数少ない同業者でありますので、ご挨拶に参上させて頂きますので宜しくお願ひ申し上げます。

年頭に際し、下記の通り全組合員の方にお願い申し上げます。

- 組合員傘下の技能士会を含めて益々技術水準の向上に努める。
- 現場に於ける作業安全に一段と力を入れる。
- 組合員の協調と協力。
- 公平なる仕事量の配分。
- 組合活動への積極的な参加と協力。
- 建産連の諸活動に対する積極的参加。

連合会日誌

- 9月 1日 「埼玉の建設産業」のポスター募集のチラシを県内各小・中学校に配布。
- 9月 2日 **広報委員会**
建産連ニュース14号の編纂、発行、同15号の編纂、カレンダーの作成、ポスターコンクールの開催等について協議。
「建設産業の指導育成を所掌する組織の充実を」「県内業者の育成を」「建産連会館に係る不動産取得税の減免措置を」について県住宅都市部長、土木部長、総務部長、浦和県税事務所長を訪問し知事宛の文書を手交し陳情した。
- 9月 9日 全国建設産業団体連絡協議会 各県会長会議
建設業振興基金會議室に於て開催し、公取の排除勧告とその後の対応、各県建産連の設立促進について協議した。
- 9月10日 「建産連ニュース」第14号を発刊配布。
- 9月20日 8月末日現在における公共事業関連職種有効求職者の状況を各団体に提供した。
- 9月24日 成人病に関する講演会。於センター3階大ホール
講師 埼玉県立ガンセンター長 吉田清一
演題 あなたの健康のために(成人病のはなし) 参集者89名
- 9月28日 建設産業の振興策等懇談会
建産連会長室に於て建設省計画局長、埼玉県土木部長、同住宅都市部長と建設産業の振興対策等について懇談。
- 10月14日 9月末日現在における公共事業関連職種有効求職者の状況を各団体に提供した。
- 10月18日 宅地建物取引業法制定30周年記念式典に斎藤会長出席。
- 10月22日 「埼玉の建設産業」のポスターコンクール審査会
審査員 埼玉県教育局指導課 角田真一先生
行田中学校教頭 中村善之助先生
- 10月23日 **広報委員会**
建産連ニュース第15号の編纂、ポスターコンクール審査結果、カレンダーの作成等について協議。
- 10月26日 「埼玉の建設産業」のポスター、コンクール入賞者を埼玉新聞紙上に発表するとともに各学校長に通知。
- 10月27日 埼玉県・山西省友好県省締結記念祝賀会に正副会長出席。
- 10月28日 **理事会**
新入会団体の承認、管理運営委員の選任、58新年賀詞交換会の開催等について協議。

- 10月29日 **建設労働者の雇用改善を推進する会**
於センター第一会議室
建設労働者の雇用の改善等に関する法律、雇用管理のあるべき姿、法にもとづく事業と助成金について研究。
- 11月 2日 埼玉県コンクリート圧送事業協同組合主催の安全技術講習会に田村専務理事出席。
- 11月 9日 昭和58年カレンダー15,000枚を印刷し各団体へ配布するとともに関係方面に配布した。
「建設労働災害の責任と補償」(紛争の解決を中心として)
講話会
於センター3階大ホール
講師 安西愈法律事務所 弁護士 安西 愈
参集者 171名
- 11月16日 **正副会長会議**
昭和58年新年賀詞交換会の開催、中央官庁等の挨拶回り、職業訓練校に塗装科を設置する要望等について協議。
- 11月17日 **管理運営委員会**
センター内の雇用管理情報室に「建設雇用改善室」が入居することについて、その他和室等の改裝、入居分担金の増額、設備点検業務等について協議。
10月末日現在における公共事業関連職種有効求職者の状況を各団体へ提供した。
労働災害防止研修会。於センター3階大ホール。
講師 建設業労働災害防止協会常務理事、佐藤智彦。演題「安全施工への一考察」。講師 埼玉工業大学副学長、武藤義一 演題「人生と科学技術」。参集者 154名。
- 11月25日 **時局講演会**。於センター3階大ホール
講師 前NHK解説委員長 家城啓一郎先生。演題「転換期に立つ日本」。参集者 160名。
- 11月29日 全国建設産業団体連絡協議会10県会長会議。
岩手県盛岡市大観において、昭和57年度建設省関係補正予算ならびに58年度予算、各県建産連の推進状況、評議員制等について協議。
- 11月30日 盛岡建設労働者福祉センターならびに岩手県建設会館落成式に斎藤会長出席。

埼玉建産連会館センターの利用を

埼玉建産連会館・埼玉建設労働者福祉センター 利 用 案 内

埼玉建産連会館は、県内建設産業界の融和と協調を図るとともに、働く者の福祉の増進を図る目的で、雇用促進事業団と(社)埼玉県建設産業団体連合会が、みなさんの会議や研修の場として建設したもので、500人収容の大ホールをはじめ大・小会議室、食堂、喫茶ルーム等を備えた多目的施設です。

施設の概要

所在地 埼玉県浦和市大字鹿手袋597番地
敷地面積 3000m²

○福祉センター

- 建物の構造 鉄筋コンクリート造り地上3階建
- 総延床面積 1574.85m²
- 建物の用途

1階

管理事務室、食堂、喫茶ルーム、ホール、電話機械室



▲多目的大ホール

2階	会議室	4室
	和室・娯楽研修室	3室
	計	7室

3階	多目的大ホール、ステージ、放送室
----	------------------

○建産連会館

- 建物の構造 鉄筋コンクリート造り地上6階建
塔屋1階建
- 総延床面積 2713.75m²

- 建物の用途

1階

会館特別会議室、建産連会長室、同事務室

2階～6階

建設業ならびに建設関連業、不動産業団体等
20団体事務室



▲研修室

■ご利用について

1. 開館時間 午前9時～午後8時

2. 休館日

日曜日、国民の祝祭日及び年末、年始(12月28日～1月4日)但し、100名以上の集会の場合は日曜日、祝祭日でも利用に応じます。

3. 利用のお申し込み

- 所定の申込書により、直接、センター管理事務室にお申し込みください。☎0488(61)4311
- 受付時間は休館日以外の午前9時から午後5時までです。
- どなたでも御利用できます。

4. 駐車場(無料) 100台収容

施設利用料

種別	区分	区分			
		午前	午後	夜間	全日
	収容人員				
第1会議室	80人	9,500円	10,500円	11,500円	14,000円
第2会議室	40人	4,700円	5,200円	5,700円	7,000円
第3会議室	21人	2,000円	2,200円	2,400円	3,000円
第5会議室	21人	2,000円	2,200円	2,400円	3,000円
第6会議室	20人(和室)	4,200円	4,600円	5,500円	6,000円
第7会議室	8人(和室)	2,300円	2,500円	2,800円	3,400円
第8会議室	8人(和室)	2,300円	2,500円	2,800円	3,400円
多目的大ホール	椅子のみ使用500人 机椅子使用288人	26,000円	28,500円	30,000円	38,500円
会館特別会議室	30人	6,500円	7,500円	8,000円	10,000円



▲レストラン・喫茶ルーム

会議室使用状況

会議室 区分	月別	会議室使用状況											合計	
		12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
会議室	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	合計	
第1会議室	6	11	14	22	7	19	21	18	17	14	10	22	181	
2	"	3	8	15	24	9	16	9	23	18	22	12	182	
3	"	5	11	8	17	18	18	15	15	11	12	32	180	
5	"	3	12	10	20	13	15	10	17	10	18	20	171	
6	"	7	11	2	3	9	6	8	10	0	9	6	79	
7	"	1	2	3		12	4	18	3	7	3	7	60	
8	"													
会館特別会議室		3	7	4	8	4	7	5	2	3	3	8	54	
多目的大ホール		2	5	6	7	4	10	17	18	16	15	20	134	
一階ロビー													7	
合計		26	62	64	102	68	101	94	124	81	99	90	137	1,048



社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿(順序不同)

名 称	代表者	所 在 地	郵便番号	電話番号	名 称	代表者	所 在 者	郵便番号	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 斎藤 裕	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 61—5111	埼玉県道路舗装協会	会長 島村治作	"	336	0488 61—9971
(社)埼玉県電業協会	会長 川合 大	"	"	0488 64—0385	埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 内海勝正	上尾市本町1—5—20	362	0487 73—8171
(社)埼玉県造園業協会	会長 鈴木長吉	"	"	0488 64—6921	埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 寺田正男	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 66—4311
東日本建設業保証(株) 埼玉営業所	所長 中野 稔	"	"	0488 61—8885	(社)日本碎石協会 埼玉県支部	支部長 西村勝一	秩父市中町7—2	368	04942 2—5423
(社)全国鉄構工業連合会 埼玉県支部	支部長 大倉富士雄	"	"	0488 66—1775	埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林勘市	熊谷市赤城町2—88	360	0485 22—0333
埼玉県電気工事工業組合	理事長 藤波貞治	大宮市宮原町1—39	330	0486 63—0298	(社)埼玉県浄化槽協会	理事長 石塚清	浦和市高砂4—2—4	336	0488 64—1033
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 小池恭平	浦和市仲町3—13—7	336	0488 22—4124	埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 沢田広	浦和市大字鹿手袋597	"	0488 62—0319
(社)日本塗装工業会 埼玉県支部	支部長 内藤 明	浦和市大字鹿手袋597	"	0488 66—4381	埼玉県道路標識標示協会	会長 阿野昭三郎	与野市上峰551—2	338	0488 53—3005
埼玉県建設大工工事業協会	会長 牛草真澄	"	"	0488 62—9258	(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤晃	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 65—0391
(社)埼玉建築士会	会長 安藤晃	"	"	0488 61—8221	埼玉県内装仕上工事業協同組合	理事長 大沢金次	大宮市高鼻町2—163 大信ビル	330	0486 44—0964
(社)埼玉建築士事務所協会	会長 岩堀徳太郎	"	"	0488 64—9313	埼玉県総合建設業協同組合	理事長 伊田勘三郎	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 64—2811
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 松江広元	"	"	0488 61—2304	埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水茂三	"	"	0488 64—9731
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 小山正夫	"	"	0488 66—1773	埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 閔根仁平	"	"	0488 66—4331
(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 今西定雄	"	"	0488 66—4061	(社)全国電話設備協会 埼玉地方部	部長 横田充穂	大宮市浅間町1—4—4	"	0486 42—5771
建設業労働災害防止協会 埼玉県支部	支部長 平井滋通	"	"	0488 62—2542					

建産連ニュース 第15号

昭和58年1月10日印刷発行

編集社団
発行法人 **埼玉県建設産業団体連合会**

郵便番号 336
浦和市鹿手袋 597 番地
電話 (66) 4 3 0 1

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ
の条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属しま
す。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ
いても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記
の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月